

参 考 資 料

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門こうもんの操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてい

- る財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてい
- る財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

- 第十三条の二** 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

- 第十三条の三** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

- 第十三条の四** 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

- 第十四条** 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項に

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることがで

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

きる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和三年五月一〇日法律第三一号

い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 佐賀県水防協議会条例（昭和24年 8 月 2 日）（佐賀県条例第40号）（抄）

最終改正 平成28年 3 月25日 条例第 9 号

第1条 水防法第8条の規定により佐賀県水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条 協議会は、その事務所を佐賀県県土整備部に置く。

第3条 協議会は会長 1 名及び委員15名以内で組織する。

第4条 会長は知事をもって充てる。会長は会務を総理し会議の議長となる。

第5条 委員の任期は2年とする。

第6条 協議会に幹事若干名、書記若干名を置く。

第7条 幹事は県の職員をもって充てる。幹事は会長の命を受け庶務を整理する。

第8条 書記は会長が命ずる。書記は庶務に従事する。

第9条 会議は必要の都度会長が招集する。

第10条 幹事は協議会の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

令和7年度 佐賀県水防協議会委員等名簿

	職名	氏 名
会 長	佐賀県知事	山口 祥義
委 員	佐賀県議会 地域交流・県土整備常任委員会 委員	野田 勝人
委 員	佐賀県市長会 理事（神埼市長）	實松 尊徳
委 員	公益財団法人佐賀県消防協会 会長	秀島 寛
委 員	西日本電信電話株式会社 佐賀支店長	國本 裕久
委 員	九州電力株式会社 佐賀支店 技術部 土木建築グループ長	堀田 敏行
委 員	日本放送協会 佐賀放送局長	岩本 俊彦
委 員	陸上自衛隊 西部方面混成団長	有村 義治
委 員	佐賀地方気象台長	田中 満
委 員	佐賀県地域婦人連絡協議会 副会長	福島 スミ子
委 員	西九州大学 社会福祉学科長	安徳 弥生
委 員	佐賀県小中学校校長会	横地 千恵子
委 員	武藤自治会 会長	林野 由杞子
委 員	佐賀県警察本部長	福田 英之
委 員	佐賀県老人福祉施設協議会 危機管理委員会 委員長	江口 泰子
委 員	多久市身体障害者福祉協会 副会長	徳永 早苗
国土交通省	国土交通省 筑後川河川事務所長	塚原 隆夫
国土交通省	国土交通省 武雄河川事務所長	真鍋 将一
国土交通省	国土交通省 佐賀河川事務所長	古賀 満
幹 事	佐賀県県土整備部長	永松 義敬
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	稲又 宏之
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	仁戸田 幸司
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	北村 和人
幹 事	危機管理防災課長	中路 明伸
幹 事	市町支援課長	矢川 毅
幹 事	港湾課長	中西 昭成
幹 事	農地整備課長	森 勇二
幹 事	水産課長	横尾 一成
幹 事	県土企画課長	野口 欣也
幹 事	建設・技術課長	川崎 文仁
幹 事	道路課長	天本 貴子
幹 事	道路課 道路安全推進室長	江口 隆司
幹 事	まちづくり課長	小寺 孝志
幹 事	下水道課長	黒嶋 欣吾
幹 事	河川砂防課長	中原 慶太
幹 事	城原川ダム等対策室長	前山 晴彦
幹 事	ダム管理事務所長	川崎 守
水防支部長	佐賀土木事務所長	満石 孝司
水防支部長	東部土木事務所長	片渕 宏一郎
水防支部長	唐津土木事務所長	伊賀屋 豊
水防支部長	伊万里土木事務所長	栞原 隆浩
水防支部長	杵藤土木事務所長	草津 勝信
書 記	河川砂防課副課長	鳥越 俊克
書 記	河川砂防課管理担当係長	吉田 和弥

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

5 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

4 気象業務法（昭和二十七年六月二日）（法律第百六十五号）（抄）

最終改正 令和六年四月二十四日法律第二十号

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

5 気象業務法施行令（昭和二十七年十一月二十九日）（政令第四百七十一号）（抄）
最終改正 令和五年十月四日政令第二百九十九号

（水防活動の利用に適合する予報及び警報）

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種類	内容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

6 気象庁予報警報規程（昭和28年2月20日運輸省告示第63号）（抄）
改正 令和5年11月30日気象庁告示第5号〔第九八次改正〕

第5章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

（水防活動の利用に適合する予報及び警報の取扱い）

第20条 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第7条の規定により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる気象注意報等をもって代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

7 気象・高潮・洪水・津波等に関する注意報・警報等
(1) 佐賀地方気象台が水防活動用に発表する警報及び注意報は次のとおりである。

(ア)警報・注意報基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

令和6年5月23日現在

発表官署		佐賀地方気象台					
府県予報区		佐賀県					
一次細分区域		南部				北部	
市町村等をまとめた地域		佐賀多久地区	鳥栖地区	武雄地区	鹿島地区	唐津地区	伊万里地区
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s	20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s			
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm					
	波浪(有義波高)	2,5m		2,5m	6,0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風(平均風速)	陸上 10m/s *1 海上 10m/s	10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s			
	風雪(平均風速)	陸上 10m/s *1 海上 10m/s 雪を伴う	10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm, 山地 12時間降雪の深さ5cm					
	波浪(有義波高)	1,5m		1,5m	2,5m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	融雪						
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m	100m	陸上 100m, 海上 500m			
	乾燥	最小湿度45%で、実効湿度65%					
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上					
	低温	夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 平野部で最低気温-3℃以下					
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下					
	着氷・着雪	気温-2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上の場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm					

^{*1} 佐賀地方気象台の観測値は12m/sを目安とする。

(イ) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼びかける。

【気象等に関する発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置付ける)	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

(ウ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

情報の種類	発表基準
台風に関する気象情報	台風による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
大雨に関する気象情報	前線などによる大雨で災害の発生が予想される場合
低気圧に関する気象情報	発達した低気圧による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測または解析した場合(1時間110mm以上)
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報

(エ)指定河川洪水予報の種類と発表基準（指定河川洪水予報：気象庁と国土交通省が共同発表）

種類			発表基準
予報の基準	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		氾濫発生情報	実施区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

※洪水予報対象指定河川

- ①筑後川水系－筑後川、早津江川 ②嘉瀬川水系－嘉瀬川
 ③六角川水系－六角川、牛津川、武雄川 ④松浦川水系－松浦川、徳須恵川、厳木川

(2) 細分区域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には、その区域を指定して発表する。区域名及び区分は次のとおりである。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町）
佐賀県	北部	唐津地区	唐津市、玄海町
		伊万里地区	伊万里市、有田町
	南部	鳥栖地区	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町 上峰町、みやき町
		佐賀多久地区	佐賀市、多久市、小城市
		武雄地区	武雄市、大町町、江北町、白石町
		鹿島地区	鹿島市、嬉野市、太良町

(3) 注意報、警報及び情報の伝達

気象等についての注意報、警報、情報及び指定河川洪水予報を次の関係機関に通知する。

通知先	伝達方式	通知内容
佐賀県 (危機管理防災課)	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
佐賀県警察本部	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 佐賀国道事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 佐賀河川事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 武雄河川事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
唐津海上保安部	防災情報提供システム	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
NHK 佐賀放送局	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
総務省消防庁	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
NTT 西日本または NTT 東日本	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	警報、指定河川洪水予報（警報のみ）
JR 九州(株)	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
九州電力(株)佐賀支店	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
各民間報道機関	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報

(4) 津波警報事項等の種類と発表される津波の高さ等

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等から最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

【津波情報】

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。（下表参照）

（沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表する
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表する
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表する
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表する
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）する

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難と

なるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沖合で観測された津波の最大波（観測値及び推定値）の発表内容)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表。

(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。)

発表基準	発表内容
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(5) 佐賀県が属する津波予報区

佐賀県の沿岸は、「佐賀県北部」と「有明・八代海」の2つの津波予報区に分けられる。

佐賀県の津波予報区は下表のとおりである。

(佐賀県沿岸の属する津波予報区)

津波予報区	佐賀県北部	有明・八代海
区域	佐賀県 (有明海沿岸を除く。)	福岡県（有明海沿岸に限る。）、佐賀県（有明海沿岸に限る。）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）、熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)
佐賀県沿岸 市町名	唐津市、玄海町、伊万里市	佐賀市、小城市、白石町、鹿島市、太良町

別表1 大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
佐賀多久地区	佐賀市	27	147
	多久市	30	140
	小城市	31	176
鳥栖地区	鳥栖市	33	154
	神埼市	30	179
	吉野ヶ里町	32	177
	基山町	31	166
	上峰町	33	195
	みやき町	30	152
武雄地区	武雄市	21	132
	大町町	21	195
	江北町	22	207
	白石町	16	152
鹿島地区	鹿島市	20	132
	嬉野市	20	140
	太良町	20	150
唐津地区	唐津市	28	119
	玄海町	26	145
伊万里地区	伊万里市	26	142
	有田町	23	130

最新の警報・注意報発表基準一覧表は気象庁ホームページに掲載。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/saga/1_saga.pdf

別表2 大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
佐賀多久地区	佐賀市	12	119
	多久市	9	113
	小城市	11	142
鳥栖地区	鳥栖市	12	124
	神埼市	14	144
	吉野ヶ里町	15	143
	基山町	15	134
	上峰町	15	157
	みやき町	13	123
武雄地区	武雄市	12	106
	大町町	11	157
	江北町	12	167
	白石町	7	123
鹿島地区	鹿島市	11	106
	嬉野市	12	113
	太良町	15	121
唐津地区	唐津市	12	86
	玄海町	13	105
伊万里地区	伊万里市	11	103
	有田町	8	94

最新の警報・注意報発表基準一覧表は気象庁ホームページに掲載。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/saga/3_saga.pdf

別表3 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
佐賀多久地区	佐賀市	新川流域=8.5, 城原川流域=21.3, 巨勢川流域=14.6, 黒川流域=6.4, 金立川流域=4.8, 焼原川流域=8, 佐賀江川流域=25.5, 中池江川流域=11.9, 八田江流域=15.7, 本庄江流域=9.3, 名尾川流域=15.6, 小副川流域=10.3, 天河川流域=11.7, 神水川流域=15.1, 初瀬川流域=14.4, 西平川流域=7.3, 山王川流域=8.1, 福所江流域=12.4	黒川流域=(25, 5.7), 佐賀江川流域=(15, 13.7), 八田江流域=(27, 8.8), 本庄江流域=(9, 6.3)	筑後川下流部[瀬ノ下], 牛津川[妙見橋], 嘉瀬川[川上]
	多久市	別府川流域=8.2, 石原川流域=12.4, 今出川流域=11.1, 中通川流域=11.4, 山犬原川流域=6.9	牛津川流域=(7, 15.6) 中通川流域=(7, 10.2)	牛津川[妙見橋]
	小城市	牛津江川流域=8.3, 晴気川流域=9.2, 祇園川流域=15.1, 西平川流域=9.7, 福所江流域=8	牛津川流域=(8, 28.8) 牛津江川流域=(8, 7.4)	牛津川[妙見橋], 嘉瀬川[川上]
鳥栖地区	鳥栖市	沼川流域=8.4, 宝満川流域=35.3, 通瀬川流域=4.3, 安良川流域=12.2, 轟木川流域=7.6, 大木川流域=9.2, 山下川流域=8.4, 秋光川流域=11.9	—	筑後川下流部[瀬ノ下], 筑後川上中流部[片ノ瀬]
	神埼市	城原川流域=20.8, 田手川流域=19.5, 中池江川流域=11.6, 馬場川流域=7, 三本松川流域=7.3	中池江川流域=(21, 7.9), 馬場川流域=(11, 6.3), 三本松川流域=(11, 6.5)	筑後川下流部[瀬ノ下]
	吉野ヶ里町	田手川流域=14.7, 井柳川流域=6	—	筑後川下流部[瀬ノ下]
	基山町	山下川流域=4.1, 秋光川流域=8.9, 実松川流域=5.9, 高原川流域=5.9	—	—
	上峰町	井柳川流域=7, 切通川流域=8.4, 勘太郎川流域=2.5	—	筑後川下流部[瀬ノ下]
	みやき町	井柳川流域=8.1, 切通川流域=9.7, 勘太郎川流域=7.2, 寒水川流域=11.7, 通瀬川流域=7.1	—	筑後川下流部[瀬ノ下]
武雄地区	武雄市	松浦川流域=18.5, 川古川流域=14.3, 鳥海川流域=12.4, 武雄川流域=16.3, 東川流域=8.6, 高橋川流域=10.3, 蔵堂入江流域=7.3, 川添川流域=6.7	松浦川流域=(9, 16.6), 六角川流域=(9, 14.6), 鳥海川流域=(9, 11.1) 武雄川流域=(9, 9.4), 東川流域=(17, 6.3), 高橋川流域=(9, 7.4), 川添川流域=(9, 6.7)	松浦川[川西橋], 六角川[潮見橋]
	大町町		六角川流域=(9, 25.2)	六角川[潮見橋], 牛津川[妙見橋]
	江北町		六角川流域=(9, 25.9)	六角川[潮見橋], 牛津川[妙見橋]
	白石町	只江川流域=9, 廻里江川流域=10.9, 塩田川流域=26.6	六角川流域=(14, 15.1), 只江川流域=(15, 4.2)	六角川[潮見橋]
鹿島地区	鹿島市	塩田川流域=26.7, 中川流域=15.6, 石木津川流域=10.8, 浜川流域=11.7, 母ヶ浦川流域=4.1, 黒木川流域=5, 飯田川流域=5.7, 鹿島川流域=11.8	中川流域=(8, 14.9), 浜川流域=(8, 11.6)	—
	嬉野市	塩田川流域=24.5, 入江川流域=6.2, 吉田川流域=13.6, 下宿川流域=6, 岩屋川内川流域=9.7, 西川内川流域=5.6, 鹿島川流域=7.9	—	六角川[潮見橋]
	太良町	伊福川流域=4.3, 多良川流域=12, 糸岐川流域=13, 田古里川流域=8.1	多良川流域=(12, 10.8)	—
唐津地区	唐津市	町田川流域=9.4, 半田川流域=13.2, 宇木川流域=7.3, 田中川流域=10.7, 行合野川流域=11.6, 左伊岐佐川流域=10, 伊岐佐川流域=7.8, 平山川流域=12.8, 玉島川流域=23.6, 横田川流域=10.6, 狩川川流域=5.2, 滝川流域=12, 小川流域=10.3, 今坂川流域=4.8, 佐志川流域=10	玉島川流域=(9, 21.2), 狩川川流域=(9, 4.6)	松浦川[牟田部・川西橋], 徳須恵川[徳須恵橋], 厳木川[中島橋]
	玄海町	有浦川流域=13.4, 座川流域=10, 上村川流域=7.8	—	—
伊万里地区	伊万里市	徳須恵川流域=11.6, 井手口川流域=9.4, 黒尾岳川流域=12.8, 行合野川流域=11.9, 板治川流域=8.7, 拝川流域=7.7, 伊万里川流域=17.2, 有田川流域=24.3, 佐代川流域=9.7, 志佐川流域=11.3, 新田川流域=7.1, 脇田川流域=6, 杏子川流域=7.9	徳須恵川流域=(8, 10.4)	松浦川[川西橋], 徳須恵川[徳須恵橋]
	有田町	有田川流域=14.6, 広瀬川流域=4.9, 浄源寺川流域=6.9	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

最新の警報・注意報発表基準一覧表は気象庁ホームページに掲載。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/2_saga.pdf

別表4 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
佐賀多久地区	佐賀市	新川流域=6.8, 城原川流域=17, 巨勢川流域=11.6, 黒川流域=5.1, 金立川流域=3.9, 焼原川流域=6.4, 佐賀江川流域=20.4, 中池江川流域=9.5, 八田江流域=12.5, 本庄江流域=7.4, 名尾川流域=12.4, 小副川流域=8.2, 天河川流域=9.3, 神水川流域=12, 初瀬川流域=11.5, 西平川流域=5.8, 山王川流域=6.4, 福所江流域=9.9	早津江川流域=(6, 9.9), 筑後川流域=(10, 69.2), 嘉瀬川流域=(6, 35.8), 巨勢川流域=(6, 11.6), 黒川流域=(6, 5.1), 金立川流域=(6, 3.8), 佐賀江川流域=(10, 12.3), 八田江流域=(6, 7.9), 本庄江流域=(6, 5.7), 名尾川流域=(6, 12.4), 小副川流域=(6, 8.2), 天河川流域=(10, 7.4), 神水川流域=(6, 12), 初瀬川流域=(6, 11.5)	筑後川下流部〔瀬ノ下〕, 嘉瀬川〔川上〕
	多久市	別府川流域=6.5, 石原川流域=9.9, 今出川流域=8.8, 中通川流域=9.1, 山犬原川流域=5.5	牛津川流域=(5, 8.1), 中通川流域=(5, 9.1), 山犬原川流域=(5, 5.5)	牛津川〔妙見橋〕
	小城市	牛津江川流域=6.6, 晴気川流域=5.7, 祇園川流域=12, 西平川流域=7.7, 福所江流域=6.4	嘉瀬川流域=(9, 27.1), 六角川流域=(9, 26.8), 牛津川流域=(9, 24), 牛津江川流域=(5, 6.2), 晴気川流域=(5, 5.7), 祇園川流域=(5, 12), 西平川流域=(5, 7.7), 福所江流域=(5, 6.4)	牛津川〔妙見橋〕, 嘉瀬川〔川上〕
鳥栖地区	鳥栖市	沼川流域=6.7, 宝満川流域=28.2, 通瀬川流域=3.5, 安良川流域=9.7, 轟木川流域=6, 大木川流域=7.3, 山下川流域=6.7, 秋光川流域=9.5	安良川流域=(6, 9.7), 轟木川流域=(6, 4.7), 大木川流域=(6, 5.6), 山下川流域=(6, 6.7)	筑後川下流部〔瀬ノ下〕
	神埼市	城原川流域=16.6, 田手川流域=15.6, 中池江川流域=9.2, 馬場川流域=5.6, 三本松川流域=5.8	筑後川流域=(13, 68.7), 城原川流域=(7, 16.6), 田手川流域=(7, 15.6), 中池江川流域=(7, 7.1), 馬場川流域=(7, 5.6), 三本松川流域=(7, 4.5)	筑後川下流部〔瀬ノ下〕
	吉野ヶ里町	田手川流域=11.7, 井柳川流域=4.8	田手川流域=(7, 11.7)	—
	基山町	山下川流域=3.3, 秋光川流域=7.1, 実松川流域=4.7, 高原川流域=4.7	秋光川流域=(7, 6.6), 実松川流域=(7, 4.7)	—
	上峰町	井柳川流域=5.6, 切通川流域=6.7, 勘太郎川流域=1.9	—	—
	みやき町	井柳川流域=6.4, 切通川流域=7.7, 勘太郎川流域=5.7, 寒水川流域=9.3, 通瀬川流域=5.6	井柳川流域=(6, 6.4), 切通川流域=(6, 7.7), 寒水川流域=(12, 7.4), 通瀬川流域=(6, 5.6)	筑後川下流部〔瀬ノ下〕
	武雄市	松浦川流域=14.8, 川古川流域=11.4, 鳥海川流域=9.9, 武雄川流域=9.3, 東川流域=6.8, 高橋川流域=8.2, 蔵堂入江流域=5.8, 川添川流域=5.3	松浦川流域=(6, 13), 六角川流域=(10, 11.4), 川古川流域=(6, 9), 鳥海川流域=(6, 9.2), 武雄川流域=(6, 8.5), 東川流域=(6, 5.7), 高橋川流域=(6, 6.7), 蔵堂入江流域=(10, 5.8), 川添川流域=(6, 5.2)	松浦川〔川西橋〕, 六角川〔潮見橋〕
武雄地区	大町町		六角川流域=(9, 13.7)	六角川〔潮見橋〕
	江北町		牛津川流域=(10, 23), 六角川流域=(9, 19.6)	六角川〔潮見橋〕, 牛津川〔妙見橋〕
	白石町	只江川流域=7.2, 廻里江川流域=8.7, 塩田川流域=21.2	六角川流域=(5, 13.4), 只江川流域=(5, 3.8), 廻里江川流域=(5, 6.5), 塩田川流域=(6, 17)	六角川〔潮見橋〕
鹿島地区	鹿島市	塩田川流域=21.3, 中川流域=12.4, 石木津川流域=8.6, 浜川流域=9.3, 母ヶ浦川流域=3.3, 黒木川流域=4, 飯田川流域=4.6, 鹿島川流域=9.4	中川流域=(5, 12.4), 石木津川流域=(5, 8.6), 浜川流域=(5, 9.3), 母ヶ浦川流域=(5, 2.9), 黒木川流域=(5, 3.6), 飯田川流域=(9, 3.7), 鹿島川流域=(5, 9.3)	—
	嬉野市	塩田川流域=19.6, 入江川流域=4.9, 吉田川流域=10.8, 下宿川流域=4.8, 岩屋川内川流域=7.7, 西川内川流域=4.4, 鹿島川流域=6.3	塩田川流域=(6, 13.2), 入江川流域=(6, 4.2)	—
	太良町	伊福川流域=3.5, 多良川流域=9.6, 糸岐川流域=10.4, 田古里川流域=6.4	伊福川流域=(7, 2.8), 多良川流域=(11, 8.3), 糸岐川流域=(13, 9.8)	—

別表4 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
唐津地区	唐津市	町田川流域=7.5, 半田川流域=10.5, 宇木川流域=5.8, 田中川流域=8.5, 行合野川流域=9.2, 左伊岐佐川流域=8, 伊岐佐川流域=6.2, 平山川流域=10.2, 玉島川流域=18.8, 横田川流域=8.4, 狩川川流域=4.2, 滝川流域=9.6, 小川流域=8.2, 今坂川流域=3.9, 佐志川流域=8	松浦川流域=(10, 37.1), 町田川流域=(6, 7.5), 半田川流域=(6, 10.5), 伊岐佐川流域=(6, 6.2), 玉島川流域=(6, 18.8), 横田川流域=(6, 8.4), 狩川川流域=(9, 3.3), 佐志川流域=(6, 8), 厳木川流域=(6, 18.6)	松浦川[牟田部・川西橋], 徳須恵川[徳須恵橋], 厳木川[中島橋]
	玄海町	有浦川流域=10.7, 座川流域=8, 上村川流域=6.2	有浦川流域=(6, 10.7)	—
伊万里地区	伊万里市	井手口川流域=7.5, 徳須恵川流域=9.2, 黒尾岳川流域=10.2, 行合野川流域=9.5, 板治川流域=6.9, 拝川流域=6.1, 伊万里川流域=13.7, 有田川流域=19.4, 佐代川流域=7.7, 志佐川流域=9, 新田川流域=5.6, 脇田川流域=4.8, 杏子川流域=6.3	松浦川流域=(9, 19.9), 徳須恵川流域=(5, 9.2), 黒尾岳川流域=(5, 10.2), 行合野川流域=(5, 9.5), 伊万里川流域=(5, 13.7), 有田川流域=(5, 19.4), 佐代川流域=(5, 7.7), 新田川流域=(5, 5.6), 脇田川流域=(5, 4.8), 杏子川流域=(5, 6.3)	松浦川[川西橋], 徳須恵川[徳須恵橋]
	有田町	有田川流域=11.2, 広瀬川流域=3.9, 浄源寺川流域=5.5	有田川流域=(5, 11.2)	—

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

最新の警報・注意報発表基準一覧表は気象庁ホームページに掲載。

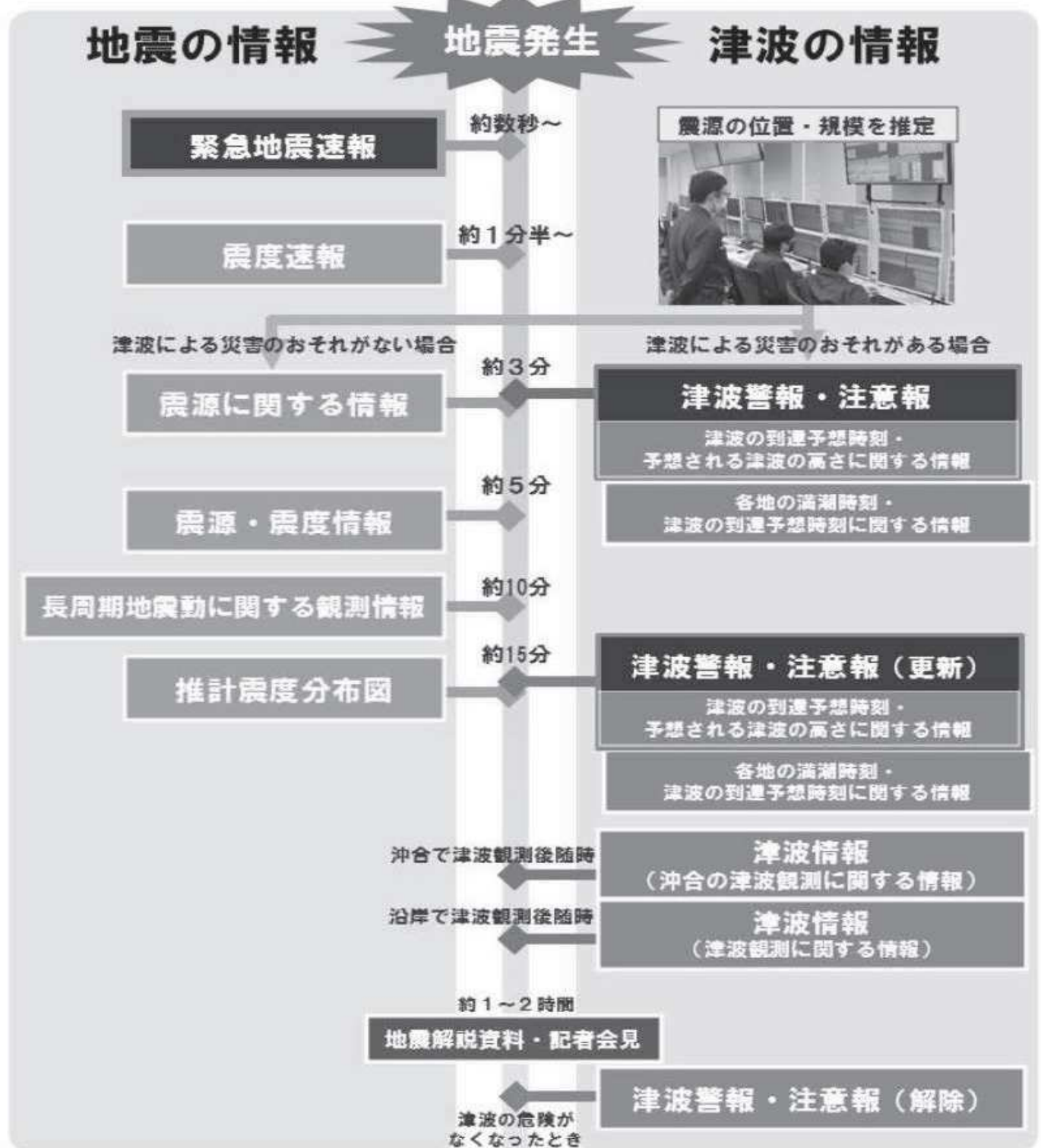
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/4_saga.pdf

別表5 高潮警報・注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
佐賀多久地区	佐賀市	4.3m	3.8m
	多久市	—	—
	小城市	5.1m	4.1m
鳥栖地区	鳥栖市	—	—
	神埼市	5.0m	4.1m
	吉野ヶ里町	—	—
	基山町	—	—
	上峰町	—	—
	みやき町	—	—
武雄地区	武雄市	—	—
	大町町	—	—
	江北町	—	—
	白石町	5.1m	4.1m
鹿島地区	鹿島市	4.1m	3.6m
	嬉野市	—	—
	太良町	4.1m	3.6m
唐津地区	唐津市	1.9m	1.6m
	玄海町	2.2m	1.6m
伊万里地区	伊万里市	1.9m	1.6m
	有田町	—	—

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

出典：気象庁ホームページ

5月		住ノ江港														5月		住ノ江港	
日	曜	高潮				旧暦		日	曜	低潮				記事					
		午前		午後		月	日			午前		午後							
		時刻	潮高	時刻	潮高					時刻	潮高	時刻	潮高						
		時分	m	時分	m					時分	m	時分	m						
1	木	11:22	1.93			4	4	1	木	5:42	-1.43	17:55	-2.52	八十八夜					
2	金	0:30	1.92	11:56	1.61	4	5	2	金	6:20	-1.10	18:35	-2.13						
3	土	1:15	1.54	12:35	1.23	4	6	3	土	7:03	-0.78	19:23	-1.69						
4	日	2:09	1.19	13:30	0.84	4	7	4	日	8:01	-0.51	20:33	-1.30	●					
5	月	3:24	0.96	15:17	0.57	4	8	5	月	9:36	-0.43	22:06	-1.10	立夏					
6	火	4:51	0.98	17:14	0.72	4	9	6	火	11:17	-0.66	23:27	-1.16						
7	水	5:57	1.17	18:23	1.07	4	10	7	水			12:20	-1.05						
8	木	6:42	1.42	19:10	1.43	4	11	8	木	0:26	-1.32	13:03	-1.45						
9	金	7:18	1.64	19:50	1.73	4	12	9	金	1:12	-1.48	13:37	-1.79						
10	土	7:51	1.81	20:28	1.93	4	13	10	土	1:52	-1.59	14:10	-2.07						
11	日	8:23	1.94	21:05	2.05	4	14	11	日	2:29	-1.64	14:41	-2.26						
12	月	8:55	2.01	21:42	2.11	4	15	12	月	3:06	-1.64	15:13	-2.38						
13	火	9:26	2.02	22:17	2.09	4	16	13	火	3:41	-1.59	15:45	-2.43	○					
14	水	9:58	2.00	22:51	2.01	4	17	14	水	4:15	-1.51	16:15	-2.41						
15	木	10:28	1.92	23:22	1.90	4	18	15	木	4:48	-1.39	16:45	-2.33						
16	金	10:57	1.80	23:54	1.75	4	19	16	金	5:18	-1.24	17:15	-2.22						
17	土	11:27	1.63			4	20	17	土	5:49	-1.07	17:48	-2.06						
18	日	0:27	1.58	12:02	1.44	4	21	18	日	6:23	-0.89	18:27	-1.85						
19	月	1:09	1.41	12:50	1.21	4	22	19	月	7:07	-0.73	19:21	-1.61						
20	火	2:06	1.27	14:01	1.01	4	23	20	火	8:15	-0.65	20:35	-1.42	●					
21	水	3:21	1.24	15:39	1.01	4	24	21	水	9:46	-0.77	22:02	-1.37	小満					
22	木	4:39	1.39	17:10	1.28	4	25	22	木	11:07	-1.15	23:21	-1.46						
23	金	5:45	1.64	18:22	1.68	4	26	23	金			12:11	-1.64						
24	土	6:40	1.90	19:23	2.05	4	27	24	土	0:29	-1.59	13:05	-2.12						
25	日	7:30	2.08	20:21	2.31	4	28	25	日	1:29	-1.67	13:56	-2.49						
26	月	8:18	2.18	21:15	2.45	4	29	26	月	2:25	-1.67	14:45	-2.73						
27	火	9:05	2.21	22:08	2.47	5	1	27	火	3:18	-1.60	15:34	-2.83	●					
28	水	9:50	2.17	22:57	2.40	5	2	28	水	4:08	-1.50	16:21	-2.80						
29	木	10:33	2.08	23:43	2.25	5	3	29	木	4:54	-1.37	17:06	-2.66						
30	金	11:14	1.92	0:24	2.02	5	4	30	金	5:36	-1.23	17:48	-2.41						
31	土	11:53	1.69			5	5	31	土	6:16	-1.07	18:28	-2.09						

2025年5月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	木	0: 2	0.95	11: 25	1.08	5: 11	-0.15	18: 11	-0.80	上弦
2	金	0: 53	0.77	12: 6	0.92	5: 47	-0.01	19: 4	-0.61	
3	土	1: 52	0.59	12: 59	0.75	6: 28	0.11	20: 8	-0.42	
4	日	3: 6	0.48	14: 23	0.60	7: 27	0.20	21: 29	-0.28	
5	月	4: 35	0.45	16: 11	0.53	9: 50	0.22	22: 55	-0.22	
6	火	5: 49	0.51	17: 38	0.56	11: 54	0.09	23: 59	-0.22	望
7	水	6: 36	0.60	18: 42	0.64	12: 42	-0.07			
8	木	7: 9	0.70	19: 31	0.72	0: 44	-0.23	13: 17	-0.23	
9	金	7: 37	0.79	20: 12	0.79	1: 20	-0.25	13: 49	-0.37	
10	土	8: 3	0.88	20: 49	0.85	1: 52	-0.25	14: 19	-0.49	
11	日	8: 29	0.95	21: 24	0.90	2: 23	-0.25	14: 50	-0.58	下弦
12	月	8: 55	1.01	21: 58	0.92	2: 54	-0.24	15: 21	-0.65	
13	火	9: 21	1.05	22: 32	0.91	3: 25	-0.22	15: 52	-0.68	
14	水	9: 49	1.06	23: 6	0.87	3: 55	-0.19	16: 23	-0.68	
15	木	10: 19	1.04	23: 42	0.81	4: 25	-0.14	16: 56	-0.64	
16	金	10: 51	1.00			4: 56	-0.08	17: 32	-0.58	
17	土	0: 21	0.72	11: 27	0.92	5: 29	-0.01	18: 12	-0.50	
18	日	1: 8	0.63	12: 11	0.83	6: 7	0.07	19: 0	-0.41	
19	月	2: 8	0.56	13: 11	0.73	7: 0	0.14	20: 0	-0.33	
20	火	3: 21	0.54	14: 36	0.66	8: 25	0.16	21: 13	-0.27	
21	水	4: 34	0.60	16: 9	0.67	10: 10	0.08	22: 30	-0.24	
22	木	5: 32	0.70	17: 31	0.75	11: 27	-0.10	23: 36	-0.25	
23	金	6: 19	0.84	18: 41	0.86	12: 24	-0.33			
24	土	7: 2	0.98	19: 42	0.99	0: 32	-0.25	13: 14	-0.55	
25	日	7: 43	1.11	20: 38	1.08	1: 23	-0.24	14: 3	-0.74	
26	月	8: 25	1.21	21: 31	1.13	2: 10	-0.22	14: 51	-0.88	朔
27	火	9: 8	1.27	22: 21	1.13	2: 55	-0.18	15: 39	-0.94	
28	水	9: 51	1.28	23: 10	1.08	3: 38	-0.13	16: 28	-0.93	
29	木	10: 35	1.23	23: 57	0.98	4: 21	-0.08	17: 16	-0.85	
30	金	11: 20	1.14			5: 2	-0.02	18: 4	-0.72	
31	土	0: 45	0.87	12: 8	1.01	5: 44	0.04	18: 52	-0.56	

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

6月 住ノ江港														6月 住ノ江港	
日	曜	高 潮				旧 暦		日	曜	低 潮				記 事	
		午 前		午 後		月	日			午 前		午 後			
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高					時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m					時 分	m	時 分	m		
1	日	1:04	1.77	12:35	1.43	5	6		1	日	6:56	-0.91	19:10	-1.73	
2	月	1:44	1.52	13:24	1.13	5	7		2	月	7:42	-0.77	19:58	-1.37	
3	火	2:31	1.31	14:31	0.90	5	8		3	火	8:41	-0.69	20:59	-1.07	●
4	水	3:27	1.20	15:59	0.83	5	9		4	水	9:55	-0.75	22:11	-0.90	芒種
5	木	4:31	1.20	17:22	0.98	5	10		5	木	11:07	-0.98	23:21	-0.89	
6	金	5:29	1.31	18:25	1.26	5	11		6	金			12:02	-1.30	
7	土	6:18	1.47	19:14	1.54	5	12		7	土	0:20	-0.97	12:47	-1.61	
8	日	7:01	1.64	19:59	1.76	5	13		8	日	1:11	-1.06	13:27	-1.88	
9	月	7:42	1.78	20:41	1.92	5	14		9	月	1:56	-1.15	14:05	-2.08	
10	火	8:21	1.87	21:23	2.00	5	15		10	火	2:39	-1.20	14:44	-2.22	
11	水	9:00	1.95	22:03	2.05	5	16		11	水	3:20	-1.23	15:22	-2.29	○入梅
12	木	9:38	1.98	22:41	2.05	5	17		12	木	4:00	-1.24	16:00	-2.32	
13	金	10:15	1.98	23:17	2.03	5	18		13	金	4:37	-1.22	16:36	-2.31	
14	土	10:51	1.94	23:50	1.99	5	19		14	土	5:12	-1.19	17:12	-2.26	
15	日	11:27	1.86			5	20		15	日	5:47	-1.14	17:48	-2.16	
16	月	0:25	1.92	12:07	1.74	5	21		16	月	6:23	-1.08	18:27	-1.99	
17	火	1:02	1.82	12:54	1.58	5	22		17	火	7:05	-1.03	19:13	-1.77	
18	水	1:45	1.73	13:53	1.42	5	23		18	水	7:58	-1.02	20:10	-1.51	
19	木	2:38	1.63	15:08	1.33	5	24		19	木	9:04	-1.11	21:19	-1.26	●
20	金	3:41	1.60	16:32	1.41	5	25		20	金	10:18	-1.34	22:36	-1.10	
21	土	4:48	1.64	17:51	1.62	5	26		21	土	11:27	-1.67	23:53	-1.05	夏至
22	日	5:54	1.74	19:03	1.87	5	27		22	日			12:31	-2.01	
23	月	6:55	1.86	20:08	2.10	5	28		23	月	1:04	-1.05	13:30	-2.29	
24	火	7:53	1.97	21:08	2.26	5	29		24	火	2:09	-1.09	14:27	-2.48	
25	水	8:49	2.05	22:03	2.36	6	1		25	水	3:08	-1.16	15:22	-2.59	●
26	木	9:40	2.11	22:52	2.39	6	2		26	木	4:01	-1.21	16:13	-2.61	
27	金	10:27	2.13	23:33	2.34	6	3		27	金	4:47	-1.26	16:59	-2.54	
28	土	11:09	2.08			6	4		28	土	5:28	-1.26	17:38	-2.36	
29	日	0:08	2.22	11:47	1.95	6	5		29	日	6:03	-1.23	18:12	-2.10	
30	月	0:38	2.05	12:22	1.75	6	6		30	月	6:35	-1.17	18:43	-1.79	

2025年6月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	日	1: 33	0.76	13: 1	0.87	6: 29	0.10	19: 41	-0.39	上弦
2	月	2: 25	0.67	14: 4	0.73	7: 26	0.15	20: 34	-0.24	
3	火	3: 20	0.62	15: 19	0.63	8: 47	0.16	21: 33	-0.12	
4	水	4: 18	0.62	16: 39	0.58	10: 29	0.11	22: 34	-0.04	
5	木	5: 12	0.67	17: 54	0.59	11: 43	-0.01	23: 32	0.01	
6	金	5: 57	0.74	18: 56	0.65	12: 34	-0.13			
7	土	6: 35	0.82	19: 47	0.72	0: 22	0.02	13: 15	-0.26	
8	日	7: 11	0.90	20: 30	0.79	1: 7	0.02	13: 53	-0.37	
9	月	7: 45	0.98	21: 9	0.86	1: 48	0.01	14: 29	-0.46	
10	火	8: 19	1.04	21: 47	0.91	2: 27	0.00	15: 4	-0.53	
11	水	8: 55	1.10	22: 23	0.93	3: 3	-0.01	15: 40	-0.57	望
12	木	9: 31	1.13	23: 0	0.93	3: 38	-0.02	16: 15	-0.60	
13	金	10: 8	1.14	23: 37	0.91	4: 13	-0.02	16: 51	-0.59	
14	土	10: 48	1.12			4: 48	0.00	17: 28	-0.57	
15	日	0: 17	0.88	11: 31	1.07	5: 26	0.02	18: 7	-0.51	
16	月	0: 58	0.84	12: 19	1.00	6: 9	0.04	18: 50	-0.44	
17	火	1: 44	0.80	13: 15	0.92	7: 1	0.06	19: 37	-0.34	
18	水	2: 34	0.79	14: 22	0.83	8: 7	0.05	20: 30	-0.22	
19	木	3: 29	0.80	15: 39	0.78	9: 26	-0.01	21: 31	-0.11	
20	金	4: 26	0.85	17: 1	0.77	10: 43	-0.14	22: 39	-0.01	
21	土	5: 23	0.93	18: 22	0.82	11: 52	-0.30	23: 48	0.06	
22	日	6: 18	1.02	19: 33	0.91	12: 54	-0.46			
23	月	7: 11	1.12	20: 35	1.00	0: 53	0.08	13: 51	-0.61	
24	火	8: 3	1.21	21: 29	1.07	1: 50	0.08	14: 45	-0.72	
25	水	8: 54	1.28	22: 17	1.11	2: 42	0.06	15: 35	-0.78	
26	木	9: 43	1.32	23: 2	1.11	3: 29	0.03	16: 22	-0.79	朔
27	金	10: 31	1.31	23: 43	1.08	4: 12	0.00	17: 7	-0.74	
28	土	11: 16	1.25			4: 53	-0.01	17: 47	-0.63	
29	日	0: 22	1.01	12: 0	1.15	5: 33	0.00	18: 25	-0.50	
30	月	0: 59	0.94	12: 43	1.01	6: 14	0.03	19: 1	-0.34	

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

7月		住ノ江港															7月		住ノ江港	
日	曜	高 潮				旧 暦		日	曜	低 潮				記 事						
		午 前		午 後		月	日			午 前		午 後								
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高					時 刻	潮 高	時 刻	潮 高							
		時 分	m	時 分	m					時 分	m	時 分	m							
1	火	1:06	1.86	12:59	1.50	6	7		1	火	7:07	-1.07	19:15	-1.44	半夏生					
2	水	1:35	1.67	13:44	1.24	6	8		2	水	7:45	-0.99	19:54	-1.07						
3	木	2:11	1.47	14:45	1.01	6	9		3	木	8:35	-0.91	20:49	-0.73	●					
4	金	3:00	1.29	16:08	0.92	6	10		4	金	9:43	-0.92	22:05	-0.50						
5	土	4:07	1.20	17:37	1.05	6	11		5	土	10:56	-1.07	23:28	-0.45						
6	日	5:18	1.23	18:45	1.30	6	12		6	日	11:59	-1.31								
7	月	6:20	1.38	19:39	1.56	6	13		7	月	0:38	-0.55	12:51	-1.57	小暑					
8	火	7:12	1.56	20:26	1.78	6	14		8	火	1:34	-0.70	13:38	-1.80						
9	水	7:59	1.75	21:10	1.96	6	15		9	水	2:22	-0.86	14:23	-2.01						
10	木	8:43	1.93	21:52	2.10	6	16		10	木	3:06	-1.01	15:07	-2.17						
11	金	9:27	2.08	22:31	2.22	6	17		11	金	3:48	-1.15	15:50	-2.31	○					
12	土	10:08	2.18	23:07	2.30	6	18		12	土	4:27	-1.25	16:30	-2.39						
13	日	10:48	2.23	23:40	2.33	6	19		13	日	5:04	-1.35	17:07	-2.40						
14	月	11:27	2.21			6	20		14	月	5:39	-1.40	17:43	-2.30						
15	火	0:11	2.31	12:06	2.12	6	21		15	火	6:14	-1.42	18:19	-2.10						
16	水	0:42	2.21	12:48	1.95	6	22		16	水	6:50	-1.42	18:57	-1.79						
17	木	1:16	2.07	13:37	1.74	6	23		17	木	7:32	-1.40	19:42	-1.40						
18	金	1:55	1.87	14:39	1.50	6	24		18	金	8:25	-1.37	20:38	-0.98	●					
19	土	2:46	1.65	15:59	1.37	6	25		19	土	9:34	-1.38	21:54	-0.62	夏土用入					
20	日	3:56	1.47	17:33	1.42	6	26		20	日	10:54	-1.50	23:30	-0.47						
21	月	5:21	1.44	19:00	1.65	6	27		21	月			12:12	-1.72						
22	火	6:42	1.58	20:10	1.95	6	28		22	火	1:00	-0.55	13:22	-1.98	大暑					
23	水	7:50	1.81	21:08	2.21	6	29		23	水	2:10	-0.79	14:24	-2.23						
24	木	8:48	2.04	21:56	2.39	6	30		24	木	3:07	-1.03	15:19	-2.41						
25	金	9:38	2.22	22:37	2.49	6	1		25	金	3:54	-1.25	16:06	-2.49	●					
26	土	10:21	2.32	23:11	2.49	6	2		26	土	4:35	-1.40	16:46	-2.46						
27	日	10:58	2.32	23:39	2.42	6	3		27	日	5:09	-1.48	17:18	-2.31						
28	月	11:30	2.21			6	4		28	月	5:38	-1.49	17:46	-2.08						
29	火	0:02	2.29	12:00	2.03	6	5		29	火	6:03	-1.45	18:09	-1.78						
30	水	0:22	2.14	12:29	1.80	6	6		30	水	6:27	-1.39	18:33	-1.44						
31	木	0:43	1.95	13:02	1.51	6	7		31	木	6:53	-1.28	19:01	-1.05						

2025年7月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	火	1: 34	0.87	13: 28	0.86	6: 58	0.07	19: 37	-0.18	上弦
2	水	2: 10	0.81	14: 21	0.72	7: 52	0.10	20: 16	-0.02	
3	木	2: 49	0.78	15: 29	0.61	9: 1	0.11	21: 3	0.11	
4	金	3: 35	0.77	16: 57	0.56	10: 27	0.07	22: 5	0.21	
5	土	4: 31	0.79	18: 24	0.59	11: 45	-0.01	23: 21	0.27	
6	日	5: 29	0.84	19: 31	0.67	12: 46	-0.11			
7	月	6: 23	0.91	20: 20	0.77	0: 29	0.27	13: 34	-0.22	
8	火	7: 11	0.99	21: 1	0.86	1: 24	0.23	14: 16	-0.32	
9	水	7: 57	1.08	21: 38	0.94	2: 9	0.18	14: 55	-0.42	
10	木	8: 40	1.16	22: 14	1.00	2: 49	0.12	15: 31	-0.50	
11	金	9: 22	1.23	22: 48	1.05	3: 26	0.06	16: 6	-0.55	望
12	土	10: 4	1.28	23: 22	1.08	4: 2	0.01	16: 41	-0.59	
13	日	10: 46	1.29	23: 57	1.08	4: 39	-0.04	17: 15	-0.58	
14	月	11: 30	1.27			5: 18	-0.07	17: 51	-0.52	
15	火	0: 32	1.07	12: 15	1.20	6: 0	-0.08	18: 27	-0.42	
16	水	1: 8	1.04	13: 5	1.09	6: 47	-0.08	19: 5	-0.28	
17	木	1: 47	1.01	14: 2	0.95	7: 42	-0.08	19: 47	-0.10	
18	金	2: 32	0.98	15: 13	0.82	8: 49	-0.09	20: 37	0.08	
19	土	3: 26	0.95	16: 43	0.74	10: 10	-0.12	21: 44	0.25	
20	日	4: 35	0.96	18: 22	0.75	11: 35	-0.21	23: 17	0.34	
21	月	5: 50	1.01	19: 42	0.85	12: 51	-0.33			
22	火	6: 59	1.11	20: 40	0.97	0: 46	0.33	13: 53	-0.46	
23	水	7: 59	1.22	21: 27	1.08	1: 50	0.25	14: 45	-0.57	
24	木	8: 52	1.32	22: 7	1.15	2: 40	0.14	15: 30	-0.64	
25	金	9: 40	1.38	22: 43	1.19	3: 22	0.04	16: 10	-0.66	
26	土	10: 23	1.40	23: 17	1.19	4: 1	-0.04	16: 46	-0.63	
27	日	11: 2	1.35	23: 47	1.16	4: 37	-0.09	17: 19	-0.54	
28	月	11: 39	1.25			5: 12	-0.10	17: 49	-0.41	
29	火	0: 14	1.10	12: 14	1.12	5: 47	-0.08	18: 16	-0.26	
30	水	0: 39	1.04	12: 50	0.96	6: 22	-0.04	18: 43	-0.10	
31	木	1: 3	0.99	13: 29	0.80	7: 2	0.01	19: 10	0.06	

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

8月 住ノ江港								8月 住ノ江港							
日	曜	高 潮				旧 暦		日	曜	低 潮				記 事	
		午 前		午 後		月	日			午 前		午 後			
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高					時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m					時 分	m	時 分	m		
1	金	1:08	1.70	13:45	1.20	6	8	1	金	7:27	-1.13	19:38	-0.63	●	
2	土	1:43	1.41	14:51	0.92	6	9	2	土	8:18	-0.95	20:40	-0.22		
3	日	2:36	1.10	16:44	0.84	6	10	3	日	9:40	-0.84	22:35	0.00		
4	月	4:10	0.93	18:29	1.07	6	11	4	月	11:14	-0.95				
5	火	5:48	1.05	19:30	1.40	6	12	5	火	0:20	-0.14	12:25	-1.22		
6	水	6:54	1.34	20:15	1.72	6	13	6	水	1:23	-0.43	13:21	-1.55		
7	木	7:45	1.68	20:56	2.00	6	14	7	木	2:11	-0.72	14:09	-1.88	立秋	
8	金	8:32	2.00	21:35	2.26	6	15	8	金	2:53	-1.01	14:54	-2.16		
9	土	9:16	2.28	22:11	2.46	6	16	9	土	3:33	-1.27	15:37	-2.39	○	
10	日	9:59	2.48	22:46	2.61	6	17	10	日	4:11	-1.51	16:18	-2.51		
11	月	10:40	2.58	23:17	2.65	6	18	11	月	4:47	-1.70	16:55	-2.50		
12	火	11:19	2.57	23:47	2.60	6	19	12	火	5:22	-1.81	17:30	-2.34		
13	水	11:57	2.45	0:14	2.45	6	20	13	水	5:55	-1.86	18:03	-2.05		
14	木			12:36	2.20	6	21	14	木	6:28	-1.83	18:36	-1.63		
15	金	0:42	2.22	13:19	1.87	6	22	15	金	7:03	-1.71	19:13	-1.14		
16	土	1:13	1.91	14:14	1.49	6	23	16	土	7:48	-1.51	20:01	-0.61	●	
17	日	1:56	1.54	15:37	1.19	6	24	17	日	8:56	-1.28	21:23	-0.15		
18	月	3:09	1.16	17:40	1.21	6	25	18	月	10:36	-1.21	23:40	-0.07		
19	火	5:17	1.09	19:14	1.56	6	26	19	火			12:13	-1.42		
20	水	6:54	1.41	20:12	1.96	6	27	20	水	1:16	-0.42	13:26	-1.77		
21	木	7:56	1.83	20:58	2.28	6	28	21	木	2:14	-0.86	14:22	-2.10		
22	金	8:46	2.18	21:36	2.48	6	29	22	金	2:59	-1.23	15:09	-2.32		
23	土	9:28	2.40	22:09	2.56	7	1	23	土	3:38	-1.51	15:48	-2.41	●処暑	
24	日	10:05	2.51	22:37	2.56	7	2	24	日	4:11	-1.68	16:22	-2.36		
25	月	10:38	2.49	23:01	2.51	7	3	25	月	4:40	-1.77	16:50	-2.20		
26	火	11:07	2.38	23:20	2.42	7	4	26	火	5:05	-1.79	17:14	-1.97		
27	水	11:33	2.21	23:38	2.28	7	5	27	水	5:27	-1.77	17:36	-1.70		
28	木	11:59	1.98	23:57	2.09	7	6	28	木	5:47	-1.71	17:57	-1.37		
29	金	12:27	1.68			7	7	29	金	6:08	-1.57	18:20	-0.99		
30	土	0:18	1.81	13:00	1.34	7	8	30	土	6:34	-1.36	18:47	-0.56		
31	日	0:42	1.46	13:47	0.97	7	9	31	日	7:09	-1.07	19:25	-0.12	●二百十日	

2025年8月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	金	1: 30	0.93	14: 22	0.66	7: 51	0.06	19: 42	0.21	上弦
2	土	2: 6	0.88	15: 52	0.56	9: 1	0.11	20: 29	0.35	
3	日	3: 2	0.84	18: 7	0.57	10: 48	0.10	22: 11	0.45	
4	月	4: 24	0.83	19: 32	0.67	12: 23	0.01			
5	火	5: 47	0.88	20: 17	0.79	0: 9	0.44	13: 23	-0.11	
6	水	6: 52	0.98	20: 52	0.90	1: 14	0.36	14: 6	-0.24	望
7	木	7: 45	1.10	21: 23	1.01	1: 59	0.25	14: 42	-0.36	
8	金	8: 31	1.23	21: 53	1.11	2: 36	0.14	15: 15	-0.47	
9	土	9: 14	1.35	22: 24	1.20	3: 12	0.02	15: 47	-0.55	
10	日	9: 56	1.43	22: 54	1.26	3: 47	-0.10	16: 20	-0.59	
11	月	10: 38	1.46	23: 25	1.29	4: 23	-0.19	16: 52	-0.57	
12	火	11: 20	1.43	23: 56	1.28	5: 1	-0.26	17: 24	-0.49	
13	水			12: 4	1.33	5: 42	-0.28	17: 57	-0.34	
14	木	0: 28	1.24	12: 50	1.17	6: 26	-0.27	18: 31	-0.14	
15	金	1: 2	1.16	13: 45	0.97	7: 16	-0.21	19: 6	0.07	
16	土	1: 40	1.07	14: 57	0.78	8: 21	-0.13	19: 47	0.28	下弦
17	日	2: 33	0.98	16: 48	0.67	9: 52	-0.08	20: 54	0.46	
18	月	4: 6	0.92	18: 49	0.73	11: 40	-0.12	23: 35	0.52	
19	火	5: 49	0.96	19: 56	0.87	13: 1	-0.24			
20	水	7: 5	1.09	20: 37	1.00	1: 8	0.40	13: 56	-0.37	
21	木	8: 1	1.23	21: 12	1.11	1: 56	0.24	14: 38	-0.47	朔
22	金	8: 48	1.35	21: 43	1.20	2: 34	0.08	15: 14	-0.53	
23	土	9: 29	1.41	22: 13	1.25	3: 9	-0.06	15: 46	-0.54	
24	日	10: 7	1.42	22: 40	1.27	3: 42	-0.16	16: 16	-0.51	
25	月	10: 42	1.37	23: 4	1.25	4: 14	-0.22	16: 43	-0.43	
26	火	11: 14	1.28	23: 26	1.22	4: 45	-0.24	17: 8	-0.31	
27	水	11: 45	1.15	23: 45	1.17	5: 15	-0.22	17: 32	-0.17	
28	木			12: 15	1.01	5: 46	-0.18	17: 55	-0.03	
29	金	0: 5	1.11	12: 49	0.85	6: 19	-0.11	18: 18	0.12	
30	土	0: 27	1.04	13: 31	0.69	6: 58	-0.03	18: 41	0.27	
31	日	0: 56	0.95	14: 52	0.56	7: 51	0.07	19: 8	0.41	上弦

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

9月 住ノ江港								9月 住ノ江港							
日	曜	高 潮				旧 暦		日	曜	低 潮				記 事	
		午 前		午 後		時 刻	潮 高			時 刻	潮 高				
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高										
		時 分	m	時 分	m					時 分	m	時 分	m		
1	月	1:17	1.07	15:27	0.70	7	10	1	月	8:13	-0.77	21:18	0.23		
2	火	2:37	0.72	18:17	0.89	7	11	2	火	10:21	-0.68				
3	水	5:21	0.76	19:15	1.29	7	12	3	水	0:11	0.06	12:01	-0.99		
4	木	6:40	1.20	19:54	1.70	7	13	4	木	1:12	-0.35	13:01	-1.42		
5	金	7:31	1.67	20:30	2.08	7	14	5	金	1:52	-0.79	13:50	-1.85		
6	土	8:17	2.12	21:06	2.40	7	15	6	土	2:31	-1.21	14:34	-2.21	白露	
7	日	9:01	2.49	21:41	2.65	7	16	7	日	3:09	-1.60	15:17	-2.45	○	
8	月	9:44	2.73	22:15	2.79	7	17	8	月	3:47	-1.92	15:58	-2.55		
9	火	10:26	2.84	22:47	2.80	7	18	9	火	4:23	-2.16	16:36	-2.46		
10	水	11:05	2.80	23:16	2.69	7	19	10	水	4:58	-2.29	17:12	-2.22	二百二十日	
11	木	11:44	2.61	23:43	2.48	7	20	11	木	5:31	-2.30	17:45	-1.84		
12	金			12:22	2.28	7	21	12	金	6:03	-2.17	18:17	-1.36		
13	土	0:09	2.17	13:03	1.85	7	22	13	土	6:37	-1.92	18:51	-0.83		
14	日	0:37	1.78	13:58	1.38	7	23	14	日	7:19	-1.56	19:37	-0.30	●	
15	月	1:16	1.31	15:34	1.03	7	24	15	月	8:31	-1.16	21:21	0.10		
16	火	2:43	0.84	17:56	1.14	7	25	16	火	10:36	-1.01				
17	水	5:41	0.91	19:10	1.57	7	26	17	水	0:07	-0.09	12:17	-1.28		
18	木	7:00	1.41	19:54	1.97	7	27	18	木	1:18	-0.63	13:20	-1.69		
19	金	7:50	1.90	20:31	2.26	7	28	19	金	2:01	-1.14	14:07	-2.01		
20	土	8:31	2.26	21:02	2.44	7	29	20	土	2:37	-1.54	14:46	-2.19	彼岸入(秋)	
21	日	9:08	2.46	21:31	2.51	7	30	21	日	3:09	-1.81	15:20	-2.22		
22	月	9:41	2.53	21:56	2.52	8	1	22	月	3:39	-1.98	15:51	-2.15	●	
23	火	10:13	2.51	22:19	2.48	8	2	23	火	4:05	-2.07	16:18	-2.01	秋分・秋の彼岸	
24	水	10:41	2.42	22:40	2.39	8	3	24	水	4:29	-2.10	16:43	-1.80		
25	木	11:09	2.26	23:00	2.26	8	4	25	木	4:51	-2.08	17:07	-1.55		
26	金	11:35	2.03	23:20	2.05	8	5	26	金	5:11	-1.99	17:30	-1.26	彼岸明(秋)	
27	土	12:01	1.75	23:40	1.78	8	6	27	土	5:32	-1.84	17:52	-0.92		
28	日			12:29	1.42	8	7	28	日	5:56	-1.59	18:16	-0.56		
29	月	0:02	1.45	13:08	1.07	8	8	29	月	6:25	-1.28	18:47	-0.18		
30	火	0:31	1.07	14:21	0.75	8	9	30	火	7:15	-0.93	20:06	0.17	●	

2025年9月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	月	1: 42	0.85	18: 18	0.55	9: 34	0.14	20: 24	0.54	望
2	火	3: 23	0.78	19: 34	0.68	12: 0	0.08			
3	水	5: 24	0.82	20: 2	0.81	0: 8	0.51	13: 5	-0.06	
4	木	6: 38	0.95	20: 27	0.94	1: 6	0.37	13: 45	-0.21	
5	金	7: 31	1.11	20: 53	1.07	1: 44	0.21	14: 17	-0.35	
6	土	8: 17	1.28	21: 21	1.20	2: 17	0.03	14: 48	-0.47	
7	日	8: 59	1.42	21: 49	1.31	2: 51	-0.14	15: 19	-0.55	
8	月	9: 41	1.51	22: 18	1.39	3: 26	-0.31	15: 50	-0.56	
9	火	10: 24	1.54	22: 48	1.42	4: 2	-0.44	16: 22	-0.51	
10	水	11: 6	1.48	23: 19	1.40	4: 41	-0.52	16: 55	-0.39	
11	木	11: 50	1.34	23: 49	1.33	5: 22	-0.52	17: 27	-0.21	下弦
12	金			12: 38	1.14	6: 6	-0.46	17: 58	0.00	
13	土	0: 21	1.22	13: 34	0.90	6: 56	-0.33	18: 30	0.21	
14	日	0: 56	1.07	14: 56	0.70	8: 3	-0.18	19: 7	0.41	
15	月	1: 53	0.92	17: 15	0.64	9: 50	-0.07	20: 30	0.57	
16	火	4: 11	0.83	19: 2	0.75	11: 48	-0.10			
17	水	5: 59	0.91	19: 44	0.88	0: 28	0.48	12: 59	-0.21	
18	木	7: 5	1.05	20: 14	1.00	1: 17	0.29	13: 43	-0.31	
19	金	7: 54	1.19	20: 42	1.11	1: 50	0.10	14: 17	-0.38	
20	土	8: 35	1.28	21: 9	1.19	2: 20	-0.07	14: 47	-0.42	
21	日	9: 12	1.33	21: 34	1.25	2: 50	-0.22	15: 14	-0.42	朔
22	月	9: 47	1.33	21: 57	1.27	3: 19	-0.32	15: 40	-0.38	
23	火	10: 19	1.30	22: 19	1.27	3: 49	-0.38	16: 6	-0.31	
24	水	10: 50	1.22	22: 38	1.25	4: 17	-0.40	16: 30	-0.22	
25	木	11: 19	1.11	22: 58	1.20	4: 46	-0.39	16: 54	-0.10	
26	金	11: 50	0.99	23: 18	1.14	5: 15	-0.34	17: 18	0.02	
27	土	12: 22	0.84	23: 41	1.05	5: 45	-0.26	17: 41	0.14	
28	日			13: 3	0.69	6: 21	-0.16	18: 3	0.27	
29	月	0: 8	0.94	14: 17	0.55	7: 7	-0.04	18: 27	0.40	
30	火	0: 48	0.82			8: 29	0.06			
										上弦

潮高は標高 (TP：東京湾平均海面) です。

1 0 月 住ノ江港										1 0 月 住ノ江港					
日	曜	高 潮				旧 暦			日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		月	日				午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高						時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m						時 分	m	時 分	m	
1	水	1:32	0.68	17:18	0.79	8	10		1	水	9:11	-0.70	23:32	0.04	
2	木	4:38	0.61	18:32	1.21	8	11		2	木	11:19	-0.92			
3	金	6:12	1.10	19:13	1.66	8	12		3	金	0:38	-0.46	12:28	-1.38	
4	土	7:06	1.66	19:50	2.09	8	13		4	土	1:19	-1.00	13:20	-1.84	
5	日	7:53	2.17	20:27	2.43	8	14		5	日	1:58	-1.54	14:06	-2.17	
6	月	8:39	2.57	21:04	2.66	8	15		6	月	2:37	-2.01	14:50	-2.37	
7	火	9:24	2.82	21:40	2.75	8	16		7	火	3:16	-2.38	15:33	-2.39	○
8	水	10:08	2.90	22:14	2.72	8	17		8	水	3:55	-2.62	16:14	-2.24	寒露
9	木	10:50	2.82	22:46	2.57	8	18		9	木	4:32	-2.72	16:52	-1.95	
10	金	11:31	2.57	23:16	2.33	8	19		10	金	5:07	-2.65	17:28	-1.57	
11	土	12:12	2.21	23:45	1.99	8	20		11	土	5:42	-2.43	18:04	-1.13	
12	日			12:56	1.76	8	21		12	日	6:19	-2.08	18:42	-0.68	
13	月	0:17	1.57	13:53	1.31	8	22		13	月	7:05	-1.62	19:36	-0.26	
14	火	1:03	1.08	15:29	1.02	8	23		14	火	8:21	-1.18	21:33	-0.02	●
15	水	2:53	0.67	17:27	1.12	8	24		15	水	10:21	-1.01	23:48	-0.34	
16	木	5:32	0.85	18:34	1.46	8	25		16	木	11:53	-1.22			
17	金	6:42	1.33	19:15	1.79	8	26		17	金	0:49	-0.88	12:52	-1.52	
18	土	7:27	1.78	19:49	2.04	8	27		18	土	1:29	-1.37	13:35	-1.76	
19	日	8:06	2.10	20:19	2.21	8	28		19	日	2:02	-1.76	14:13	-1.90	
20	月	8:41	2.29	20:47	2.30	8	29		20	月	2:33	-2.04	14:46	-1.92	秋土用入
21	火	9:15	2.37	21:14	2.33	9	1		21	火	3:02	-2.22	15:18	-1.87	●
22	水	9:48	2.37	21:40	2.31	9	2		22	水	3:29	-2.32	15:49	-1.76	
23	木	10:19	2.31	22:05	2.23	9	3		23	木	3:55	-2.36	16:18	-1.61	霜降
24	金	10:49	2.17	22:30	2.11	9	4		24	金	4:21	-2.32	16:46	-1.42	
25	土	11:18	1.98	22:55	1.92	9	5		25	土	4:45	-2.22	17:13	-1.20	
26	日	11:45	1.75	23:19	1.68	9	6		26	日	5:10	-2.06	17:38	-0.95	
27	月	12:15	1.48	23:45	1.40	9	7		27	月	5:36	-1.84	18:06	-0.68	
28	火			12:53	1.20	9	8		28	火	6:08	-1.57	18:42	-0.40	
29	水	0:20	1.08	13:53	0.95	9	9		29	水	6:56	-1.26	19:53	-0.17	
30	木	1:25	0.75	15:39	0.89	9	10		30	木	8:23	-1.02	22:09	-0.24	●
31	金	3:39	0.66	17:16	1.16	9	11		31	金	10:17	-1.06	23:40	-0.69	

2025年10月						唐津					
		高 潮				低 潮				記事	
日	曜	午前		午後		午前		午後			
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高		
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m		
1	水	2: 33	0.70	18: 57	0.65	11: 6	0.05	23: 52	0.46	望	
2	木	4: 57	0.73	19: 22	0.79	12: 24	-0.08				
3	金	6: 15	0.88	19: 46	0.93	0: 43	0.28	13: 6	-0.22		
4	土	7: 9	1.05	20: 12	1.08	1: 18	0.07	13: 39	-0.35		
5	日	7: 56	1.23	20: 40	1.22	1: 51	-0.15	14: 11	-0.45		
6	月	8: 41	1.38	21: 9	1.35	2: 26	-0.38	14: 45	-0.49		
7	火	9: 25	1.47	21: 40	1.43	3: 2	-0.57	15: 19	-0.48		
8	水	10: 10	1.48	22: 12	1.46	3: 41	-0.71	15: 53	-0.40		
9	木	10: 55	1.40	22: 45	1.42	4: 22	-0.77	16: 28	-0.27		
10	金	11: 41	1.24	23: 18	1.32	5: 5	-0.74	17: 2	-0.10		
11	土	12: 32	1.03	23: 53	1.17	5: 52	-0.62	17: 35	0.08	下弦	
12	日			13: 32	0.81	6: 45	-0.45	18: 11	0.26		
13	月	0: 35	0.99	14: 59	0.64	7: 56	-0.26	18: 57	0.41		
14	火	1: 53	0.81	17: 1	0.61	9: 39	-0.14	21: 47	0.49		
15	水	4: 12	0.74	18: 25	0.70	11: 25	-0.14				
16	木	5: 47	0.81	19: 6	0.81	0: 19	0.32	12: 30	-0.20		
17	金	6: 49	0.92	19: 36	0.92	0: 59	0.12	13: 11	-0.25		
18	土	7: 37	1.02	20: 3	1.02	1: 30	-0.07	13: 43	-0.28		
19	日	8: 17	1.09	20: 28	1.10	1: 59	-0.23	14: 11	-0.30		
20	月	8: 53	1.13	20: 52	1.16	2: 27	-0.37	14: 38	-0.29		
21	火	9: 27	1.14	21: 15	1.19	2: 56	-0.47	15: 6	-0.27	朔	
22	水	9: 59	1.13	21: 37	1.20	3: 25	-0.53	15: 33	-0.22		
23	木	10: 31	1.08	21: 59	1.19	3: 54	-0.56	16: 0	-0.16		
24	金	11: 2	1.01	22: 22	1.16	4: 23	-0.55	16: 27	-0.08		
25	土	11: 35	0.90	22: 47	1.09	4: 53	-0.50	16: 53	0.01		
26	日	12: 10	0.78	23: 14	1.00	5: 25	-0.42	17: 20	0.10	上弦	
27	月	12: 54	0.65	23: 47	0.88	6: 2	-0.32	17: 49	0.20		
28	火			14: 2	0.53	6: 47	-0.21	18: 27	0.31		
29	水	0: 33	0.75	15: 58	0.50	7: 54	-0.12	19: 57	0.39		
30	木	2: 11	0.63	17: 32	0.58	9: 37	-0.08	22: 52	0.32		
31	金	4: 16	0.64	18: 18	0.71	11: 11	-0.14				

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

1 1 月 住ノ江港																	1 1 月 住ノ江港	
日	曜	高 潮				旧 暦			日	曜	低 潮				記 事			
		午 前		午 後		月	日				午 前		午 後					
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高						時 刻	潮 高	時 刻	潮 高				
		時 分	m	時 分	m						時 分	m	時 分	m				
1	土	5:26	1.04	18:15	1.57	9	12		1	土	11:39	-1.38						
2	日	6:31	1.58	19:01	1.96	9	13		2	日	0:33	-1.28	12:40	-1.72				
3	月	7:25	2.08	19:43	2.27	9	14		3	月	1:18	-1.86	13:32	-1.97				
4	火	8:15	2.45	20:24	2.45	9	15		4	火	2:01	-2.34	14:21	-2.08				
5	水	9:04	2.66	21:05	2.51	9	16		5	水	2:44	-2.70	15:09	-2.05	○			
6	木	9:52	2.72	21:44	2.47	9	17		6	木	3:27	-2.92	15:55	-1.90				
7	金	10:39	2.64	22:22	2.33	9	18		7	金	4:09	-2.96	16:38	-1.68	立冬			
8	土	11:24	2.42	22:59	2.11	9	19		8	土	4:51	-2.85	17:19	-1.40				
9	日	12:09	2.11	23:36	1.80	9	20		9	日	5:32	-2.60	18:00	-1.10				
10	月			12:54	1.75	9	21		10	月	6:14	-2.24	18:43	-0.81				
11	火	0:17	1.44	13:47	1.40	9	22		11	火	7:02	-1.81	19:38	-0.55				
12	水	1:10	1.04	14:54	1.14	9	23		12	水	8:06	-1.39	21:02	-0.44	●			
13	木	2:40	0.72	16:16	1.08	9	24		13	木	9:32	-1.13	22:44	-0.62				
14	金	4:40	0.75	17:27	1.23	9	25		14	金	10:57	-1.09	23:55	-1.02				
15	土	6:00	1.06	18:18	1.45	9	26		15	土			12:03	-1.22				
16	日	6:52	1.42	18:57	1.66	9	27		16	日	0:42	-1.44	12:53	-1.38				
17	月	7:35	1.72	19:32	1.83	9	28		17	月	1:20	-1.81	13:35	-1.49				
18	火	8:14	1.94	20:04	1.95	9	29		18	火	1:53	-2.10	14:13	-1.55				
19	水	8:51	2.05	20:37	2.01	9	30		19	水	2:25	-2.30	14:50	-1.56				
20	木	9:28	2.11	21:09	2.02	10	1		20	木	2:57	-2.42	15:26	-1.53	●			
21	金	10:03	2.09	21:41	1.99	10	2		21	金	3:29	-2.47	16:00	-1.46				
22	土	10:37	2.01	22:12	1.92	10	3		22	土	4:00	-2.46	16:33	-1.37	小雪			
23	日	11:09	1.90	22:42	1.80	10	4		23	日	4:31	-2.39	17:04	-1.25				
24	月	11:40	1.75	23:12	1.64	10	5		24	月	5:00	-2.28	17:34	-1.10				
25	火			12:11	1.59	10	6		25	火	5:31	-2.12	18:06	-0.96				
26	水	23:45	1.44	12:48	1.42	10	7		26	水	6:06	-1.93	18:45	-0.81				
27	木	0:26	1.21	13:35	1.27	10	8		27	木	6:52	-1.70	19:41	-0.71				
28	金	1:26	0.96	14:40	1.19	10	9		28	金	7:55	-1.46	21:04	-0.75	●			
29	土	2:54	0.86	15:56	1.24	10	10		29	土	9:17	-1.33	22:31	-1.06				
30	日	4:31	1.02	17:07	1.44	10	11		30	日	10:41	-1.36	23:39	-1.54				

2025年11月										唐津									
日 曜		高 潮						低 潮						記事					
		午前			午後			午前			午後								
		時刻	潮高		時刻	潮高		時刻	潮高		時刻	潮高							
		時 分	m	時 分	m		時 分	m		時 分	m		時 分	m					
1	土	5: 39	0.76	18: 52	0.85		0: 0	0.12		12: 8	-0.23		望						
2	日	6: 41	0.92	19: 24	1.01		0: 42	-0.12		12: 52	-0.31								
3	月	7: 34	1.08	19: 56	1.16		1: 21	-0.37		13: 32	-0.37								
4	火	8: 24	1.21	20: 30	1.28		2: 0	-0.60		14: 11	-0.38								
5	水	9: 12	1.28	21: 6	1.36		2: 42	-0.80		14: 50	-0.36								
6	木	10: 0	1.29	21: 43	1.38		3: 25	-0.92		15: 29	-0.29								
7	金	10: 48	1.22	22: 21	1.34		4: 10	-0.96		16: 8	-0.19								
8	土	11: 38	1.09	23: 1	1.23		4: 57	-0.90		16: 47	-0.07								
9	日	12: 30	0.92	23: 45	1.08		5: 46	-0.78		17: 27	0.05								
10	月			13: 28	0.75		6: 40	-0.60		18: 10	0.16								
11	火	0: 39	0.90	14: 37	0.62		7: 43	-0.42		19: 9	0.25		下弦						
12	水	1: 59	0.74	15: 59	0.57		8: 59	-0.27		21: 10	0.27								
13	木	3: 40	0.64	17: 15	0.60		10: 23	-0.19		23: 28	0.15								
14	金	5: 11	0.64	18: 7	0.68		11: 32	-0.16											
15	土	6: 20	0.69	18: 45	0.76		0: 24	-0.03		12: 21	-0.16								
16	日	7: 13	0.75	19: 16	0.85		1: 2	-0.19		12: 59	-0.16		朔						
17	月	7: 57	0.81	19: 44	0.93		1: 34	-0.34		13: 33	-0.17								
18	火	8: 36	0.86	20: 11	0.99		2: 6	-0.47		14: 5	-0.18								
19	水	9: 12	0.90	20: 37	1.04		2: 36	-0.57		14: 37	-0.17								
20	木	9: 47	0.92	21: 4	1.07		3: 8	-0.63		15: 9	-0.16								
21	金	10: 20	0.91	21: 33	1.07		3: 39	-0.67		15: 40	-0.14								
22	土	10: 54	0.87	22: 2	1.05		4: 11	-0.67		16: 11	-0.11								
23	日	11: 29	0.81	22: 34	1.00		4: 44	-0.65		16: 42	-0.07								
24	月	12: 6	0.72	23: 9	0.93		5: 18	-0.60		17: 14	-0.01								
25	火	12: 49	0.64	23: 49	0.83		5: 55	-0.53		17: 50	0.05								
26	水			13: 41	0.56		6: 37	-0.44		18: 36	0.11		上弦						
27	木	0: 41	0.71	14: 46	0.53		7: 28	-0.36		19: 48	0.14								
28	金	1: 56	0.62	15: 56	0.55		8: 32	-0.29		21: 31	0.09								
29	土	3: 29	0.57	16: 58	0.63		9: 46	-0.24		22: 59	-0.08								
30	日	4: 56	0.62	17: 48	0.74		10: 58	-0.23											

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

1 2 月 住ノ江港								1 2 月 住ノ江港						
日	曜	高 潮				旧 暦		日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		月	日			午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高					時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m					時 分	m	時 分	m	
1	月	5:50	1.39	18:06	1.69	10	12	1	月	11:54	-1.48			
2	火	6:55	1.79	18:59	1.92	10	13	2	火	0:35	-2.05	12:58	-1.58	
3	水	7:53	2.10	19:49	2.07	10	14	3	水	1:27	-2.48	13:56	-1.64	
4	木	8:49	2.30	20:38	2.14	10	15	4	木	2:17	-2.80	14:51	-1.63	
5	金	9:43	2.39	21:26	2.14	10	16	5	金	3:08	-2.97	15:43	-1.60	○
6	土	10:35	2.38	22:12	2.09	10	17	6	土	3:57	-3.02	16:32	-1.54	
7	日	11:23	2.29	22:56	1.97	10	18	7	日	4:45	-2.95	17:17	-1.44	大雪
8	月	12:06	2.11	23:38	1.78	10	19	8	月	5:30	-2.76	17:59	-1.34	
9	火			12:46	1.86	10	20	9	火	6:12	-2.47	18:40	-1.20	
10	水	0:20	1.51	13:24	1.61	10	21	10	水	6:52	-2.10	19:22	-1.07	
11	木	1:05	1.21	14:05	1.36	10	22	11	木	7:35	-1.71	20:13	-0.97	
12	金	2:03	0.90	14:53	1.15	10	23	12	金	8:27	-1.33	21:19	-0.96	●
13	土	3:21	0.71	15:53	1.06	10	24	13	土	9:34	-1.04	22:35	-1.09	
14	日	4:52	0.73	16:58	1.08	10	25	14	日	10:50	-0.91	23:41	-1.37	
15	月	6:07	0.95	17:56	1.20	10	26	15	月			12:00	-0.93	
16	火	7:04	1.24	18:45	1.34	10	27	16	火	0:32	-1.69	12:57	-1.04	
17	水	7:51	1.48	19:29	1.49	10	28	17	水	1:15	-1.97	13:46	-1.16	
18	木	8:35	1.67	20:09	1.62	10	29	18	木	1:55	-2.20	14:30	-1.26	
19	金	9:16	1.79	20:49	1.72	10	30	19	金	2:34	-2.36	15:12	-1.35	
20	土	9:55	1.86	21:27	1.78	11	1	20	土	3:13	-2.46	15:50	-1.40	●
21	日	10:31	1.90	22:04	1.81	11	2	21	日	3:50	-2.52	16:26	-1.43	
22	月	11:05	1.90	22:39	1.80	11	3	22	月	4:25	-2.56	17:00	-1.44	冬至
23	火	11:36	1.86	23:13	1.74	11	4	23	火	4:59	-2.54	17:32	-1.42	
24	水	12:07	1.81	23:49	1.63	11	5	24	水	5:32	-2.46	18:04	-1.39	
25	木			12:38	1.74	11	6	25	木	6:06	-2.32	18:40	-1.36	
26	金	0:28	1.47	13:14	1.63	11	7	26	金	6:44	-2.11	19:23	-1.33	
27	土	1:17	1.28	13:57	1.50	11	8	27	土	7:30	-1.84	20:18	-1.35	
28	日	2:21	1.10	14:51	1.38	11	9	28	日	8:29	-1.53	21:28	-1.46	●
29	月	3:40	1.04	15:58	1.31	11	10	29	月	9:43	-1.25	22:44	-1.70	
30	火	5:08	1.14	17:11	1.33	11	11	30	火	11:07	-1.10	23:56	-2.04	
31	水	6:31	1.37	18:22	1.42	11	12	31	水			12:31	-1.06	

2025年12月

唐津

		高 潮				低 潮				記事
日	曜	午前		午後		午前		午後		
		時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
		時 分	m	時 分	m	時 分	m	時 分	m	
1	月	6: 11	0.71	18: 33	0.88	0: 0	-0.30	11: 59	-0.23	望
2	火	7: 16	0.84	19: 15	1.01	0: 51	-0.53	12: 53	-0.24	
3	水	8: 14	0.95	19: 58	1.12	1: 40	-0.74	13: 43	-0.24	
4	木	9: 7	1.03	20: 42	1.20	2: 28	-0.92	14: 31	-0.23	
5	金	9: 58	1.06	21: 27	1.24	3: 17	-1.03	15: 16	-0.22	
6	土	10: 47	1.04	22: 13	1.22	4: 6	-1.06	16: 0	-0.19	下弦
7	日	11: 35	0.96	23: 0	1.15	4: 54	-1.02	16: 43	-0.16	
8	月	12: 21	0.86	23: 48	1.03	5: 42	-0.92	17: 25	-0.12	
9	火			13: 8	0.74	6: 29	-0.77	18: 10	-0.07	
10	水	0: 40	0.87	13: 56	0.64	7: 15	-0.59	19: 1	-0.02	
11	木	1: 37	0.70	14: 47	0.56	8: 4	-0.41	20: 10	0.01	朔
12	金	2: 46	0.55	15: 42	0.53	8: 57	-0.26	21: 50	-0.02	
13	土	4: 9	0.44	16: 40	0.54	9: 58	-0.14	23: 24	-0.12	
14	日	5: 35	0.42	17: 33	0.58	11: 3	-0.07			
15	月	6: 47	0.46	18: 18	0.65	0: 25	-0.25	12: 3	-0.04	
16	火	7: 43	0.53	18: 58	0.72	1: 10	-0.38	12: 55	-0.05	上弦
17	水	8: 28	0.61	19: 35	0.80	1: 49	-0.50	13: 39	-0.07	
18	木	9: 7	0.68	20: 11	0.86	2: 25	-0.60	14: 19	-0.11	
19	金	9: 42	0.74	20: 46	0.92	3: 0	-0.68	14: 56	-0.15	
20	土	10: 16	0.77	21: 22	0.96	3: 34	-0.74	15: 31	-0.18	
21	日	10: 50	0.78	21: 58	0.97	4: 7	-0.78	16: 4	-0.20	
22	月	11: 23	0.76	22: 35	0.96	4: 40	-0.79	16: 37	-0.21	
23	火	11: 57	0.73	23: 13	0.92	5: 13	-0.78	17: 11	-0.21	
24	水	12: 33	0.69	23: 55	0.85	5: 46	-0.74	17: 48	-0.20	
25	木			13: 11	0.65	6: 22	-0.67	18: 32	-0.18	
26	金	0: 42	0.75	13: 52	0.61	7: 0	-0.58	19: 25	-0.18	上弦
27	土	1: 38	0.64	14: 40	0.60	7: 45	-0.46	20: 34	-0.20	
28	日	2: 48	0.54	15: 36	0.60	8: 38	-0.32	21: 56	-0.28	
29	月	4: 14	0.48	16: 39	0.64	9: 44	-0.19	23: 17	-0.42	
30	火	5: 47	0.49	17: 43	0.72	11: 3	-0.10			
31	水	7: 11	0.58	18: 43	0.82	0: 29	-0.59	12: 24	-0.06	

潮高は標高（TP：東京湾平均海面）です。

9 水防工法

洪水時において堤防に異常の起こる時間は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし堤防斜面の崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多いので、出水のピークを過ぎても警戒を解いてはならない。

水防工法は、その選定を誤らなければ一種類を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併用してはじめてその目的を達成することがあるので、当初施工の工法で認めがたい時には、数種の工法を順次行い、極力災害の防止に努めなければならない。

工法を選定するにあたっては、堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して最も有効で、しかも使用材料が容易に得やすい工法を施工しなければならない。

水防工法には、現場の状況に応じた工法を必要とする関係上、その工法も 20 種類程度あるが、通常用いられる工法は、次のとおりである。

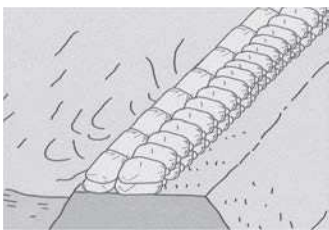
- ① 越水 : 積土のう工、簡易パラペット工、ラバーマット工
- ② 亀裂・漏水（川側堤防） : シート張り工、木流し工、大型土のう工
- ③ 亀裂・漏水（居住地側堤防） : 月の輪工、シート張り工、釜段工、繋ぎ縫い工

○ 土のうづくり



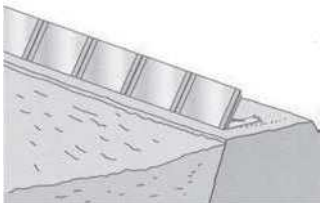
- ・目的：水防資材の準備
- ・使用資材：土のう袋（土俵）、土砂、ロープ（ひも、縄）
- ・使用工具：スコップ、一輪車、かま
- ・概要：土のうにスコップで6～7杯の土砂を均等に入れて、袋の7～8割までつめる。

○ 積土のう工



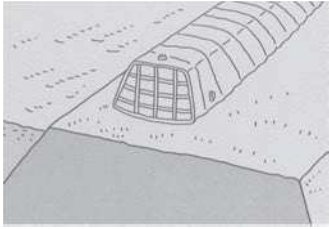
- ・目的：越水防止
- ・使用資材：土のう、鉄杭（木杭、竹杭）
- ・使用工具：掛矢、一輪車
- ・概要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に土のうを積み、水があふれるのを防ぐ。

○ 簡易パラペット工



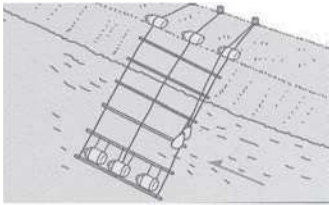
- ・目的：越水防止
- ・使用資材：組立式パラペット、土のう、ロープ
- ・使用工具：
- ・概要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に、堤防上端に板を組み立て、水があふれるのを防ぐ。

○ ラバーマット工



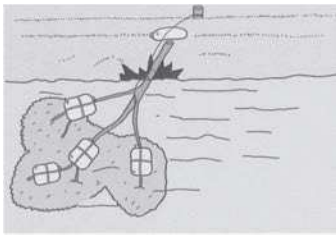
- ・目的：越水防止
- ・使用資材：水のう、鉄杭、鉄パイプ、ロープ
- ・使用工具：ハンマー、スコップ、ポンプ
- ・概要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に、ビニロン帆布製水のうを堤防上端に置き、十分な大きさになるまで水を入れて膨らまし、水があふれるのを防ぐ。

○ シート張り工



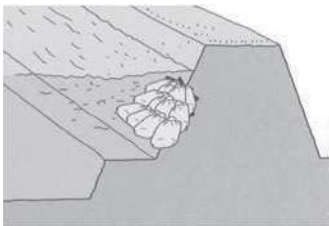
- ・目的：亀裂・漏水（川側堤防）防止
- ・使用資材：防水シート、軽量鉄パイプ、ロープ、土のう、杭
- ・使用工具：掛矢、一輪車、命綱、救命胴衣
- ・概要：川側の堤防が崩れ始めた場合や堤防に水が浸透し始めた場合に、吸い込み口をふさぎ、堤防が崩れるのを防ぐ。

○ 木流し工



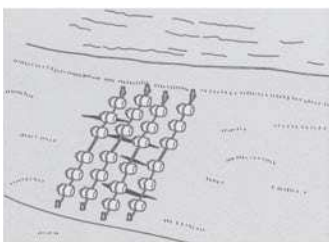
- ・目的：亀裂・漏水（川側堤防）防止
- ・使用資材：雑木、杭、土のう、縄、鉄線
- ・使用工具：掛矢、ペンチ、のこぎり、斧、命綱
- ・概要：水の流れが急流となっている場合や流水が激しく堤防にあたり深掘れし始めている場合に、流水を緩やかにし、堤防が崩れるのを防ぐ。

○ 大型土のう工



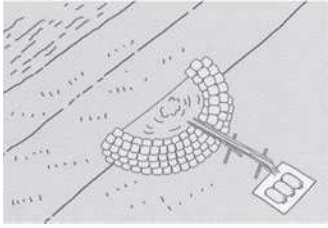
- ・目的：洗掘・漏水（川側堤防）防止
- ・使用資材：大型土のう
- ・使用工具：クレーン
- ・概要：急流部の川側堤防斜面が、深掘れ、決壊の恐れがある場合に、大型土のうで、崩れや深掘れ箇所を覆う。

○ 繋ぎ縫い工



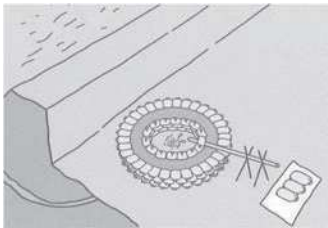
- ・目的：亀裂（居住地側堤防）防止
- ・使用資材：土のう、竹、杭、縄
- ・使用工具：掛矢
- ・概要：水が堤防に浸透し、堤防の上端や居住地側の堤防斜面に亀裂が発生している場合に、竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ

○ 月の輪工



- ・ 目的：漏水（居住地側堤防）防止
- ・ 使用資材：土のう、杭、ビニールシート、縄、塩ビ管、土砂
- ・ 使用工具：掛矢、スコップ、モッコ
- ・ 概要：出水中、居住地側の堤防に漏水した水が噴き出している場合に、土のうを積んで河川水位と漏水口の水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。

○ 釜段工



- ・ 目的：漏水（居住地側堤防）防止
- ・ 使用資材：土のう、杭、ビニールシート、塩ビ管
- ・ 使用工具：掛矢、スコップ、モッコ
- ・ 概要：出水中、居住地側の堤防の小段、堤防近くの平場などに漏水が発生している場合に、漏水の噴水口を中心に土のうを積み、水を貯え、その水圧により水の噴出を防ぐ。

水防工法一覧表

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
水が あふれる 越水		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鉄骨板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水	居住側 川裏 対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に凹形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きしたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	川側 川表 対策	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、竹、くい、ロープ、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
深掘れ 洗掘		むしろ張り工	漏水防止と同じ	芝付きの堤防で比較的暖流河川	漏水防止と同じ
		継ぎむしろ張り工			
		シート張り工			
		たたみ張り工			
		木流し工 (竹流し工)	樹木（竹）に重り土のうを付けて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）蛇かご立てて被覆する	急流河川（砂利堤防）	鉄線蛇かご、詰石、くい、鉄線
		捨て土のう工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		捨て石工			
決 壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防(他の工法と併用)	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よし、でびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き 裂	上端 （天端） 穴	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端 （天端） （居住側堤防斜面裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう、
		五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫う	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、
					鉄線、土のう、
		五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		(くい打ち)			

水防工法一覧表

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

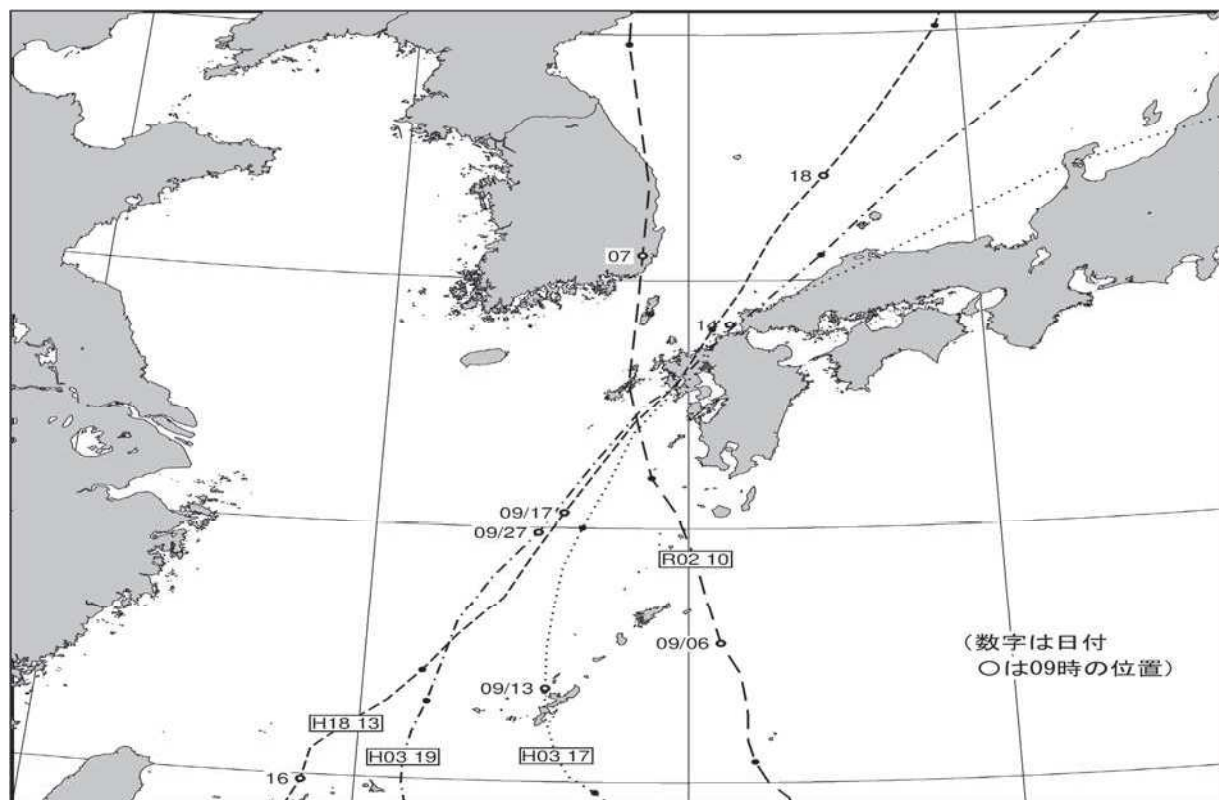
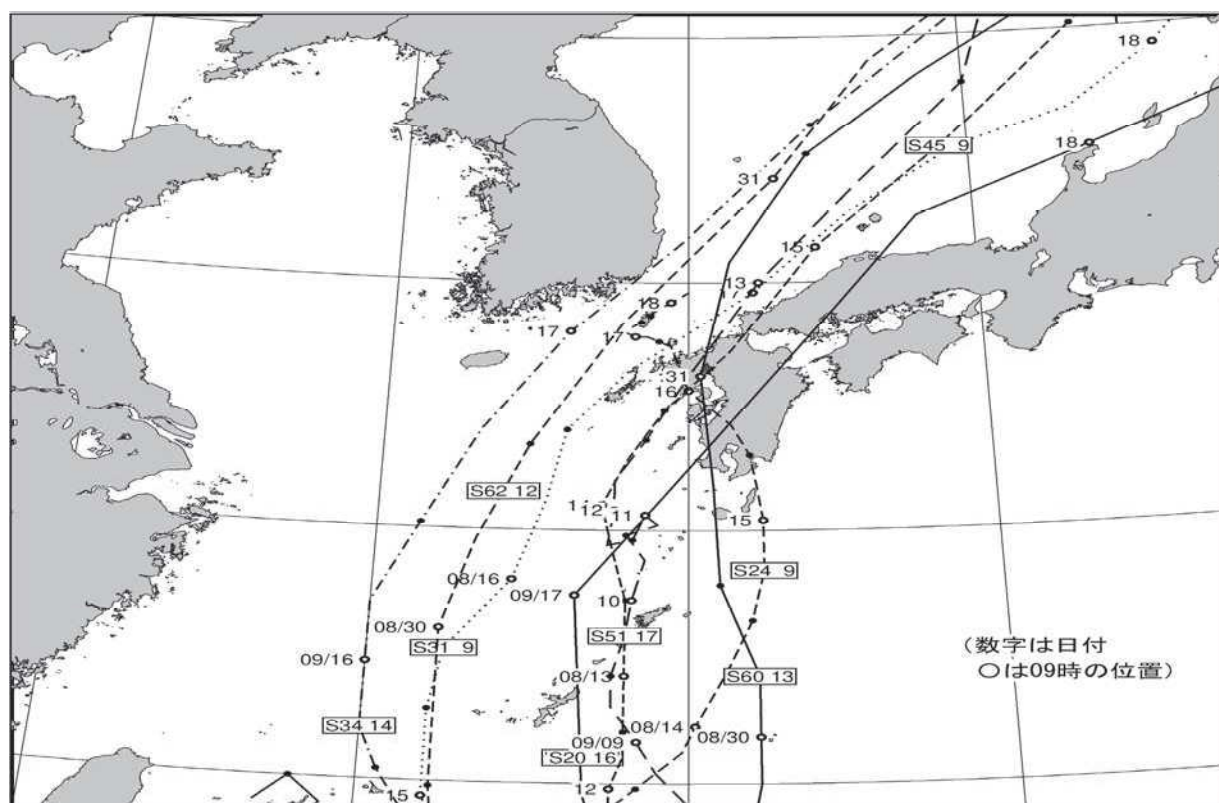
原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
居住側堤防斜面 裏のり 崩壊	き 裂	竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	ぐい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	ぐい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、ぐい、そだ
		ぐい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	ぐい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	ぐい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎぐい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	ぐい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	ぐい、さく材、布木、土のう
	その他	下流物除去作業	橋の橋脚などに堆積した流木等の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

10 既往の主要洪水時の各地の雨量

年 月 日	項目	雨量観測所 (土木事務所)	佐 賀	佐賀市役所 富士支所	神 埼	鳥 栖	小 城	唐 津	伊 万 里	武 雄	鹿 島	佐賀県の主な被災状況（危機管理防災課調べ）
昭和 28 年 6月24日～29日 豪 雨	連 続 雨 量	mm	590.6	872.0	697.0	663.2	652.8	620.2	634.0	593.1	411.0	死者62名、重軽傷者336名
	最大 2 4 時間雨量	mm/24h	409.3	419.0	410.0	260.9	410.3	271.0	355.0	401.0	250.6	全半壊、流出家屋997戸、浸水75,918戸
	最大 時間雨量	mm/h	72.3	55.1	48.0	45.3	56.7	—	—	54.0	46.0	県下全般に被害
昭和 37 年 7月1日～8日 豪 雨	連 続 雨 量		572.5	511.6	571.3	553.4	551.9	483.3	527.0	589.5	742.1	死者63名、重軽傷者327名
	最大 2 4 時間雨量		175.0	131.8	155.1	203.8	150.5	125.3	135.8	218.8	292.6	全半壊、流出家屋264戸、浸水11,717戸
	最大 時間雨量		43.0	30.0	30.5	32.0	38.0	32.0	41.0	56.0	72.0	県南西部に被害
昭和 42 年 7月7日～9日 豪 雨	連 続 雨 量		162.2	250.5	147.0	140.0	185.0	225.0	266.0	239.0	164.0	死者34名、重軽傷者510名
	最大 2 4 時間雨量		83.0	171.0	95.0	101.5	130.5	117.0	116.0	167.5	114.0	全半壊、流出家屋544戸、浸水26,073戸
	最大 時間雨量		52.0	102.5	25.0	36.5	80.0	63.0	70.0	71.0	40.5	県西部に被害
昭和 47 年 7月9日～13日 豪 雨	連 続 雨 量		497.0	476.0	561.5	636.5	670.0	565.0	502.0	451.0	330.5	死者3名、重軽傷者20名
	最大 2 4 時間雨量		190.0	—	211.5	183.5	181.0	228.0	190.5	122.5	154.0	全半壊、流出家屋82戸、浸水24,051戸
	最大 時間雨量		38.0	—	41.0	40.5	60.0	39.0	70.0	51.5	37.5	県下全般に被害
昭和 51 年 8月3日～4日 豪 雨	連 続 雨 量		220.0	202.5	150.0	179.5	236.0	206.5	297.0	256.0	384.5	重軽傷者4名
	最大 2 4 時間雨量		207.5	115.5	138.0	111.5	216.5	203.0	272.5	251.0	369.0	全半壊、流出家屋4戸、浸水8,845戸
	最大 時間雨量		36.0	27.0	24.5	15.0	44.5	32.5	45.5	50.5	65.0	県南部に被害
昭和 55 年 8月28日～31日 豪 雨	連 続 雨 量		414.5	525.5	399.0	349.5	407.5	514.5	526.0	481.0	516.0	死者4名、負傷者8名
	最大 2 4 時間雨量		204.0	319.0	224.0	185.5	265.5	259.0	292.0	233.0	223.0	全半壊、流出家屋32戸、浸水19,971戸
	最大 時間雨量		37.5	48.0	39.5	33.0	39.5	39.0	44.0	72.0	44.0	県下全般に被害
昭和 57 年 7月23日～25日 豪 雨	連 続 雨 量		233.5	372.0	232.0	246.5	310.5	190.0	275.5	226.0	204.0	死者3名、負傷者6名
	最大 2 4 時間雨量		228.0	355.0	221.0	235.0	290.0	160.5	271.5	222.0	203.0	全半壊家屋19戸、浸水7,118戸
	最大 時間雨量		38.0	56.0	30.0	30.5	39.5	51.0	57.0	47.0	37.0	県下全般に被害
昭和 60 年 6月18日～7月1日 豪 雨	連 続 雨 量		547.5	736.5	495.0	523.5	668.5	670.0	720.0	622.5	553.0	負傷者1名
	最大 2 4 時間雨量		180.5	187.0	145.0	137.0	199.5	244.0	232.5	189.5	210.0	全半壊家屋3戸、浸水6,021戸（床上116戸、床下5,905戸）県北部を中心に被害
	最大 時間雨量		44.5	32.5	34.0	30.0	46.0	60.0	72.0	43.5	46.0	

年 月 日	項目 雨量観測所 (土木事務所)	佐 賀	佐賀市役所 富士支所	神 埼	鳥 栖	小 城	唐 津	伊 万 里	武 雄	鹿 島	佐賀県の主な被災状況（危機管理防災課調べ）
平成 2 年 6月28日～7月2 日 豪 雨	連 続 雨 量	463.5	390.5	426.5	317.5	484.0	289.0	495.5	532.0	549.0	死者2名、重軽傷者15名
	最大 2 4 時間雨量	313.0	261.5	299.0	201.5	346.5	185.0	307.0	361.0	340.0	全半壊、流出家屋31戸、浸水25,748戸（床上
	最大 時間雨量	66.0	49.0	52.5	41.0	60.0	47.0	50.0	55.0	80.0	4,635戸、床下21,113戸）県下全般に被害
平成 30 年 7月5日～7月9日 豪 雨	連 続 雨 量	315.0		363.0	390.0	261.0	310.0	-	259.0	223.0	死者2名、重軽傷者4名
	最大 2 4 時間雨量	222.0		255.0	279.0	182.0	264.0	-	177.0	171.0	全半壊、流出家屋29戸、浸水385戸（床上
	最大 時間雨量	34.0		41.0	41.0	34.0	46.0	-	47.0	56.0	35戸、床下250戸）県下全般に被害
令和 元 年 8月26日～8月30 日 豪 雨	連 続 雨 量	448.0		471.0	459.0	529.0	515.0	418.0	448.0	247.0	死者4名、重軽傷者2名
	最大 2 4 時間雨量	391.0		356.0	339.0	433.0	276.0	330.0	401.0	202.0	全半壊、流出家屋977戸、浸水5,083戸（床上
	最大 時間雨量	106.0		64.0	49.0	80.0	47.0	58.0	84.0	34.0	733戸、床下4,310戸）県下全般に被害
令和 2 年 7月6日～7月12 日 豪 雨	連 続 雨 量	370.0		415.0	446.0	292.0	335.0	415.0	325.0	445.0	軽傷者3名
	最大 2 4 時間雨量	258.0		300.0	302.0	168.0	230.0	264.0	211.0	305.0	全壊2戸、半壊9戸、一部破損7戸、浸水169戸（床上
	最大 時間雨量	25.0		43.0	42.0	25.0	38.0	40.0	36.0	34.0	25戸、床下144戸）県南部を中心に被害
令和 3 年 8月11日～8月18 日 豪 雨	連 続 雨 量	944.0		1010.0	1002.0	1103.0	646.0	826.0	1143.0	798.0	軽傷者4名
	最大 2 4 時間雨量	355.0		358.0	394.0	454.0	283.0	338.0	478.0	280.0	全壊5戸、半壊1,168戸、一部破損25戸、浸水2,388戸
	最大 時間雨量	58.0		46.0	52.0	58.0	40.0	53.0	62.0	39.0	（床上298戸、床下2,090戸）県下全般に被害

1 1 佐賀県に被害を与えた主な台風の経路図



台 風 の 諸 元

項目 台風名	佐 賀 県 の 被 害	最 低 気 圧	最 大 風 速	総 降 水 量	特 記 事 項
枕 崎 台 風 (S.20.9)	死者、行方不明 101名 負 傷 者 30名 床 上 浸 水 3,043戸 床下浸水 1,514戸 堤 防 決 壊 30ヶ所 道路決壊 64ヶ所 家 屋 損 壊 1,475戸 橋梁流出 35ヶ所	968.2hPa (9月17日 18時17分)	NNW 18.8m/s (9月17日 21時00分)	104.3mm (9月15日～18日)	
ジ ュ デ ィ ス (S.24.8)	死者、行方不明 95名 負 傷 者 281名 床 上 浸 水 20,492戸 床下浸水 28,290戸 堤 防 決 壊 722ヶ所 道路決壊 1,552ヶ所 家 屋 損 壊 972戸 橋梁流出 469ヶ所	983.9hPa (8月16日 04時24分)	NE 14.7m/s (8月16日 04時30分)	489.7mm (8月16日～18日)	
昭和31年第9号 (パ プ ス) (S.31.8)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 2名 床 上 浸 水 776戸 床下浸水 1,879戸 堤 防 決 壊 126ヶ所 道路決壊 41ヶ所 家 屋 損 壊 3,051戸 橋梁流出 90ヶ所	968.4hPa (8月17日 04時51分)	SE 27.0m/s (8月17日 04時10分)	99.9mm (8月15日～18日)	気象潮最高 236cm (紅粉屋) 8月17日05時20分
昭和34年第14号 (サ ラ) (S.34.9)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 1名 床 上 浸 水 616戸 床下浸水 369戸 堤 防 決 壊 329ヶ所 道路決壊 2ヶ所 家 屋 損 壊 17戸 橋梁流出 1ヶ所	990.6hPa (9月17日 10時04分)	SSW 19.3m/s (9月17日 11時00分)	29.5mm (9月16日～17日)	気象潮最高 163cm (紅粉屋) 9月17日12時00分
昭和45年第9号 (S.45.8)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 27名 床 上 浸 水 135戸 床下浸水 1,341戸 堤 防 決 壊 6ヶ所 道路決壊 25ヶ所 家 屋 損 壊 215戸 橋梁流出 3ヶ所	965.3hPa (8月15日 00時56分)	E 18.7m/s (8月15日 00時20分)	123.5mm (8月14日～15日)	気象潮 170cm (大浦) 8月15日01時26分
昭和51年第17号 (S.51.9)	死者、行方不明 - 負 傷 者 7名 床 上 浸 水 1,147戸 床下浸水 5,107戸 堤 防 決 壊 68ヶ所 道路決壊 63ヶ所 家 屋 損 壊 115戸 橋梁流出 17ヶ所	971.6hPa (9月13日 03時36分)	S 19.6m/s (9月13日 03時50分)	119.5mm (9月12日～13日)	気象潮 145cm (大浦) 9月13日04時25分
昭和60年第13号 (S.60.8)	死者、行方不明 3名 負 傷 者 16名 床 上 浸 水 279戸 床下浸水 739戸 堤 防 決 壊 20ヶ所 道路決壊 19ヶ所 家 屋 損 壊 589戸 干拓堤防決壊43ヶ所	977.6hPa (8月31日 08時40分)	SE 22.4m/s (8月31日 08時50分)	45.0mm (8月31日)	気象潮 84cm (大浦) 8月31日10時
昭和62年第12号 (S.62.8)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 23名 床 上 浸 水 - 床下浸水 52戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 - 家 屋 損 壊 2,373戸 橋梁流出 -	985.9hPa (8月31日 02時30分)	S 23.7m/s (8月31日 02時40分)	58.0mm (8月30日～31日)	
平成3年第17号 (キ ン ナ) (H.3.9)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 40名 床 上 浸 水 40戸 床下浸水 143戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 262ヶ所 家 屋 損 壊 221戸 橋梁流出 3ヶ所	972.7hPa (9月14日 06時25分)	SSE 25.6m/s (9月14日 06時30分)	32.0mm (9月13日～14日)	塩風害発生 最大瞬間風速 SE 54.3m/s (9月14日06時09分)
平成3年第19号 (ミ レ ー レ) (H.3.9)	死者、行方不明 - 負 傷 者 86名 床 上 浸 水 - 床下浸水 6戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 71ヶ所 家 屋 損 壊 34,904戸 橋梁流出 1ヶ所	942.8hPa (9月27日 16時58分)	SE 29.1m/s (9月27日 16時40分)	35.5mm (9月26日～28日)	最低気圧が観測史上最低 最大瞬間風速 SSE 52.6m/s (9月27日16時46分)
平成18年第13号 (H18.9)	死者、行方不明 3名 負 傷 者 31名 床 上 浸 水 111棟 床下浸水 369棟 堤 防 決 壊 232ヶ所 道路決壊 238ヶ所 家 屋 損 壊 2992棟 橋梁流出 -	963.0hPa (9月17日18時56分)	SSE 28.6m/s (9月17日19時00分)	119.0mm (9月16日～18日)	最大瞬間風速 SSE 50.3m/s (9月17日18時50分)
令和2年第10号 (R2.9)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 7名 床 上 浸 水 - 床下浸水 - 堤 防 決 壊 - 道路決壊 - 家 屋 損 壊 41棟 橋梁流出 -	974.6hPa (9月7日02時26分)	SSE 25.1m/s (9月7日03時47分)	22.0mm (9月6日～7日)	気象潮 93cm (大浦) 9月7日07時

(注)気象値は佐賀地方気象台の観測値(被害は危機管理防災課調べ)。

台風の大きさ・強さ及び熱帯低気圧の分類の表現

熱帯低気圧の分類

域内最大風速 (m/s)	17.2 未満	17.2 以上 25 未満	25 以上 33 未満	33 以上
和 名	熱帯低気圧	台 風		
英 名	TD	TS	STS	TY

(注) TD:Tropical Depression, TS:Tropical Storm, STS:Severe TS, TY:Typhoon

〈台風の大きさと強さの表現〉

大きさの表現

強風半径 (km)	500 未満	500 以上 800 未満	800 以上
表現 (3段階)	表現しない	大型 (大きい)	超大型 (非常に大きい)

強さの表現

域内最大風速 (m/s)	17.2 以上 33 未満	33 以上 44 未満	44 以上 54 未満	54 以上
表現 (4段階)	表現しない	強い	非常に強い	猛烈な

12 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

○過去の記録により危険個所の事故発生と異常気象との間に相関関係がある場合で、異常気象による規制の基準値を定めて、これにより事前規制を実施する区間

道路種別 一般県道

番号 路	線	名	担当 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回	道 路 情 報 板	備 考
				自	至		規 制 基 準 値（mm）		気 象 等 観 測 所					
							通 行 時 間	注 意 時 間		行 進 雨 量				
1	鷹 島 肥 前 線	唐 津	長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立	1.3 (うち佐賀県：0.695km)	2,074	30mm/h 150mm/24h 風速10～15m/s (二輪車) 風速20～25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速15m/s以上 (二輪車通行止) 風速20m/s以上 (歩行者通行止) 風速25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	鷹島肥前大橋	風	な し	HL-7	鷹島肥前大橋前後 遮断機2基		
地 方 道 計				1	区 間	1.3								
都 道 府 県 道 計				1	区 間	1.3								

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準（1／2）

○危険個所の事故発生と異常気象との間に直接的な相関関係が見られない場合で、パトロール等により気象・現地の状況等により判断して危険が予想される場合に事前規制を実施する区間

道路種別 一般国道（指定区間外）

番号 路	線	名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回	道 路 情 報 路 情 板	備 考
				自 至	町村字 町村字						
1 3 8 5	号 東		部	三養基郡みやぎ町古賀・県界 神埼郡吉野ヶ里町松隈		2.5	大雨時など現地の状況により崩土等が予想されるとき	崩 土	な し	A-3	
国 道 計				1 区 間		2.5					

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準（２／２）

道路種別 主要地方道

番号 道路	線名	担当者 自 至 務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件 (通 行 止)	危険内容	迂回 道路情報板	備考
			自 至	町村字 町村字					
1	(6) 大村嬉野線	杵藤	嬉野市嬉野町岩屋川内乙		0.3	大雨時など現地の状況により落石等が予想されるとき	落石	し	
2	(44) 小城富士線	佐賀	嬉野市嬉野町岩屋川内乙 佐賀市富士町大字柚の木 佐賀市富士町大字柚の木		6.3	大雨時など現地の状況により崩土落石等が予想されるとき	崩土・落石	し A-1	
主要地方道計			2	区間	6.6				

道路種別 一般県道

番号 道路	線名	担当者 自 至 務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件 (通 行 止)	危険内容	迂回 道路情報板	備考
			自 至	町村字 町村字					
3	(104) 波佐見山内線	杵藤	武雄市山内町船ノ原		0.2	現地に地すべりの兆候がみられたとき	地すべり	し	
4	(209) 広滝大和富士線	佐賀	武雄市山内町船ノ原 佐賀市富士町船ノ瀬		0.7	大雨時など現地の状況により落石等が予想されるとき	落石	(国)323号 A-1	
5	(303) 岩屋川内嬉野温泉停車場線	杵藤	佐賀市富士町古湯 嬉野市嬉野町吉田		0.2	大雨時など現地の状況により崩土等が予想されるとき	崩土	し	
6	(338) 岸川筋原線	佐賀	嬉野市嬉野町吉田 多久市北多久町多久原		1,406	大雨時など現地の状況により崩土落石等が予想されるとき	崩土・落石	し	
7	(347) 虹ノ松原線	唐津	多久市北多久町多久原 佐賀県唐津市大字鏡		10,039	強風時など現地の状況により倒木落枝等が予想されるとき	倒木・落枝	(市)唐津久里線 (国)202号 (県)浜玉相知線 (市)西横田下線	
8	(347) 鏡山公園線	唐津	佐賀県唐津市浜玉町浜崎 唐津市大字鏡		3,766	強風時など現地の状況により倒木落枝等が予想されるとき	倒木・落枝	(市)唐津久里線 (国)202号 (県)浜玉相知線 (市)西横田線	
一般県道計			6	区間	5.7				
都道府県道計			8	区間	12.3				

13 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と佐賀県県土づくり本部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年6月23日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡）

第2条 佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、佐賀県県土づくり本部長の要請があった場合、または佐賀県において「災害警戒本部」または「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を佐賀県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、佐賀県県土づくり本部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、佐賀県県土づくり本部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 佐賀県県土づくり本部長は、佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、佐賀県県土づくり本部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は佐賀県県土づくり本部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－3の文書にて応

援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

【災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合】

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

【第1条(4)、(5)の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、下記の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

①大規模な災害である場合

②国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合

③被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)

④広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と佐賀県県土づくり本部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と佐賀県県土づくり本部長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、佐賀県においては県土づくり本部企画・経営グループ副課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年3月7日から適用するものとする。

平成23年3月7日

国土交通省九州地方整備局 企画部長

佐賀県 県土づくり本部長

別紙－1

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

佐賀県県土整備部長

大規模な災害時の応援について(要請)

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

別紙一2

文 書 番 号
令和 年 月 日

佐賀県県土整備部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について(通知)

○年○月○日付○○第○号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

別紙－3

文 書 番 号
令和 年 月 日

佐賀県県土整備部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について(通知)

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨
通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

佐賀県排水ポンプ車管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県が所有する排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の県内での運用について必要な事項を定めるものとする。

(ポンプ車の管理)

第2条 ポンプ車は、佐賀土木事務所、東部土木事務所、唐津土木事務所、伊万里土木事務所及び杵藤土木事務所に配備し、配備先の各土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）が管理を行うものとする。

2 土木事務所長は、ポンプ車の出動に備え、車両及び資機材の適切な維持管理に努める。

3 ポンプ車の定期的な点検（年点検及び月点検）については、河川砂防課長が行うものとする。

(運用範囲)

第3条 ポンプ車の運用範囲は、原則、配備先の各土木事務所の管内とする。ただし、県内における浸水被害の発生状況に応じて、運用範囲を越える運用（以下「広域運用」という。）を行うことができるものとする。

(運用責任者)

第4条 ポンプ車の運用責任者は、土木事務所長とする。

2 土木事務所長は、運用責任者として、管理するポンプ車の出動を判断するものとする。

(運用総括者)

第5条 県土整備部副部長（危機管理担当）（以下「県土整備部副部長」という。）は、運用総括者として、広域運用に係る調整及びポンプ車の運用に係る助言等を行うものとする。

(農林事務所との連携)

第6条 土木事務所長は、農林事務所長と連携して排水ポンプ車の運用にあたるものとする。

(出動に備えた準備態勢)

第7条 土木事務所長は、次に掲げる状況となった場合には、ポンプ車の出動に備え、必要な資機材等の確認のほか、運転者、操作者及び設営作業等に必要な人員等の確保等、準備態勢に入ることとする。

(1) 土木事務所管内において、大雨警報（浸水害）又は洪水警報のいずれかが発表されたとき。

(2) その他、必要と判断したとき。

2 土木事務所長は、次に掲げる状況となった場合には、準備態勢を解除することができる。

(1) 土木事務所管内において発表されていた大雨警報（浸水害）及び洪水警報のいずれも解除されたとき。

(2) その他、必要と判断したとき。

3 土木事務所長は、準備態勢に入った場合及び準備態勢を解除した場合は、県土整備部副部長に河川砂防課長を通じて報告するものとする。

(ポンプ車出動の要請)

第8条 ポンプ車の出動要請は、市町の長が、所管の土木事務所長に行うものとする。

(出動先の条件)

第9条 土木事務所長は、市町の長からポンプ車の出動要請をうける場合は、出動先が次に掲げる条件を満たすことを確認するものとする。

(1) ポンプ車の進入・駐車、機材の設置・稼働が安全に行えるスペースが確保できること。

(2) 排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。

(3) 揚程が概ね20m以下であること。

(4) 排水先までの距離が概ね100m以内であること。

(5) 最低運転水深（概ね1m以上）が確保できること。

(ポンプ車出動の判断)

第10条 土木事務所長は、市町からのポンプ車の出動要請を受け、次に掲げる事象が発生した場合には、ポンプ車の出動について判断するものとする。

(1) ため池などの貯留能力を有する施設（ダムは除く）の越水や破堤などにより、下流域に浸水被害が発生する恐れがあるとき。

(2) 県市町管理河川や農業用排水路（農業用排水路）において、水門の閉鎖等により水位が上昇し、流域の浸水被害が拡大する恐れがあるとき。

(3) 道路冠水による通行途絶等道路交通に著しい影響があるとき。

(4) その他、重大な災害が想定されるとき。

- 2 土木事務所長は、前項に掲げる事項に該当する事象が、同時に複数生じた場合は、第9条に掲げる事項のほか、緊急性、必要性、想定される影響の程度及びその他の事項を総合的に考慮し、出動先を決定するものとする。
- 3 土木事務所長は、第1項によらず、必要と認めるときには、ポンプ車の出動について判断することができるものとする。このとき、第9条に掲げる出動先の条件について、出動先市町の協力を得て確認するものとする。
- 4 土木事務所長は、ポンプ車の出動について判断するときに、県土整備部副部長、河川砂防課長、県の関係所属及び関係市町等に助言又は意見を求めることができるものとする。
- 5 土木事務所長は、ポンプ車を出動させると判断した場合には、県土整備部副部長に河川砂防課長を通じて報告するとともに、出動先の市町に通知するものとする。

(関係機関等との協議等)

- 第11条 土木事務所長は、第9条(1)の確認にあたり、あらかじめ交通管理者や道路管理者と協議を行うとともに、必要に応じて、その他関係機関や住民との調整を行うものとする。
- 2 土木事務所長は、第9条(2)の確認にあたり、あらかじめ排水先となる河川や水路等の管理者と協議を行うとともに、排水を行う場合は河川や水路等の管理者へ連絡するものとする。

(広域運用による出動)

- 第12条 土木事務所長は、自らの運用範囲において、管理する台数を超える台数のポンプ車の出動が必要と判断した場合には、県土整備部副部長に、広域運用によるポンプ車の出動要請（以下「広域要請」という。）を行うことができる。
- 2 県土整備部副部長は、広域要請を受けた場合には、県内の気象、浸水被害の状況及びポンプ車の出動状況等を踏まえ、広域運用によるポンプ車の出動（以下「広域出動」という。）を判断するものとする。
- 3 県土整備部副部長は、広域出動について判断するときに、知事、副知事（防災監）、県の関係部局、関係市町及び関係土木事務所長等に助言又は意見を求めることができるものとする。
- 4 県土整備部副部長は、広域出動させると判断した場合には、広域出動させる土木事務所長に出動指示を行うとともに、広域要請を行った土木事務所長（以下「広域要請所長」という。）に通知するものとする。

る。

- 5 広域出動の指示を受けた土木事務所長（以下「広域出動所長」という。）は、速やかに排水ポンプ車を出動させるものとする。
- 6 第9条に掲げる出動先の条件については、広域要請所長が確認するものとする。
- 7 広域出動したポンプ車は、出動先又はその他の場所において、その運用を広域出動所長から広域要請所長に引き継ぐものとする。

（出動先における措置）

- 第13条 土木事務所長は、出動先におけるポンプ車運用関係者及び第三者の安全を確保するため、出動先市町の協力を得て交通規制や車両誘導等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土木事務所長は、出動先において、ポンプ車の設営、操作、撤収等にかかる運転者及び操作要員への指示、出動先における関係者等との調整、出動先状況の把握及び報告等を行わせるため、県職員の中から現場責任者を決定し、出動先に配置するものとする。
 - 3 土木事務所長は、第1項及び前項の措置等を円滑に行うため、あらかじめ関係市町及び関係団体等との協力体制構築に努めるものとする。

（撤収）

- 第14条 土木事務所長は、次の場合に、ポンプ車の撤収を行うものとする。
- (1) ポンプ車出動の目的が達成したことが認められるとき。
 - (2) 出動の要請者から撤収の要請があったとき。
 - (3) その他、必要と判断したとき。
- 2 広域出動したポンプ車を撤収させる場合は、広域要請所長から広域出動所長へ通知するものとする。
 - 3 原則、広域出動したポンプ車は、広域要請所長が、広域出動したポンプ車の保管場所へ返却するものとする。
 - 4 土木事務所長は、ポンプ車を撤収させた場合には、県土整備部副部長に河川砂防課長経由で報告するとともに、出動先市町へ通知するものとする。

（経費の負担）

- 第15条 出動に要した経費は、県が負担することを基本とする。

（出動に関する記録）

第16条 土木事務所長は、ポンプ車の出動に関して記録した作業日報を作成して保管するものとする。

(訓練)

第17条 土木事務所長は、ポンプ車の円滑な運用を図るため、ポンプ車及び付属設備の運転・操作について、関係機関参加のもと、訓練実施に努めるものとする。

(事故等への対応)

第18条 現場責任者は、ポンプ車の出動に係る作業中の事故、第三者への損害、移動中の交通事故等、ポンプ車並びに付随する資機材に損害が発生した場合には、速やかに土木事務所長へ報告を行う。

土木事務所長は、現場責任者から事故報告を受けた場合には、速やかに河川砂防課長へ報告するものとする。

2 第三者への損害およびポンプ車並びに付随する資機材の損害のうち、運転者、操作者及びポンプの出動・撤収に係る作業等に従事した者に重大な過失がない理由による損害の処理については、土木事務所長が行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、佐賀県排水ポンプ車管理運用細則（以下「細則」という。）で定める。

2 要領および細則の施行に関し必要な事項は、河川砂防課長が定めるものとする。

(想定外の事案への対応)

第20条 この要領で想定していない事案に対しては、県土整備部副部長、河川砂防課長、土木事務所長及び関係者による協議のうえ対応の可否及び条件等について県土整備部副部長が決定するものとする。

2 この要領で想定していない事案への対応にあたっては、要領及び細則の定めによらず条件等を決定することができる。

附則

この要領は、令和4年6月8日より施行する。

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

佐賀県排水ポンプ車管理運用細則

(趣旨)

第1条 佐賀県所有の排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の運用については、佐賀県排水ポンプ車管理運用要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この佐賀県排水ポンプ車管理運用細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

(管理台数および保管場所)

第2条 ポンプ車の管理台数および保管場所は、表1のとおりとする。

表1

配備先	管理台数	保管場所
佐賀土木事務所	1台	佐賀市八戸2-2-67
東部土木事務所	1台	鳥栖市元町1234-1
唐津土木事務所	1台	唐津市二タ子3-1-5
伊万里土木事務所	1台	伊万里市新天町122-4
杵藤土木事務所	1台	武雄市武雄町昭和265

(出動に備えた準備態勢)

第3条 土木事務所長は、要領第7条第1項の規定により、ポンプ車の出動に備えた準備態勢（以下「準備態勢」という。）に入る場合は、農林事務所長と連携して2名以上の県職員を配備するものとする。

2 土木事務所長は、準備態勢に入る場合、災害時における応急対策に関する細目協定書の締結者となっている団体（以下「団体」という。）に通知するとともに、必要な人員と資機材の確保と待機を要請することとができる。

3 土木事務所長は、準備態勢を解除する場合は、団体に通知するものとする。ただし、要領第7条第2項（2）による場合を除く。

(ポンプ車出動の判断)

第4条 要領第10条第2項の規定による判断に際し次に示す事項を考慮することを基本とする。

(1) 緊急性

- ①公共施設、要配慮者利用施設及び住家等の浸水被害の有無
- ②避難、救助及び復旧活動等に不可欠な道路等の交通遮断の有無
- ③浸水被害等を発生・拡大させることが明らかな兆候等の有無
- ④その他、緊急性が認められる事象等の有無

(2) 必要性

- ①ポンプ車による排水に代わる手段の有無
 - ②交通遮断道路等の迂回路の有無
 - ③その他、必要性が認められる事象等の有無
- (3) 想定される影響の程度
- ①公共施設、要配慮者利用施設及び住家等の浸水戸数及び浸水の程度（床上・床下）
 - ②交通遮断道路等の交通量
 - ③その他、考慮すべき事象等で想定される影響の程度

(広域運用の要請)

第5条 土木事務所長は、要領第12条第1項の規定により、広域運用によるポンプ車の出動要請を行う場合は、広域出動ポンプ車を引き継いで出動させる態勢を整えておくこととする。

(出動)

第6条 土木事務所長は、要領第10条第1項から第3項までの規定により、ポンプ車を出動させると判断した場合または、要領第12条第4項の規定による広域出動の指示があった場合には、団体に対して、出動要請を行うものとする。

(撤収)

第7条 土木事務所長は、要領第14条の規定によりポンプ車の撤収を行う場合には、団体に対して撤収要請を行うものとする。

(作業日報)

第8条 要領第16条に定める作業日報は、様式1のとおりとする。

(ポンプ車の点検整備・保険など)

第9条 土木事務所長は、団体に対し排水ポンプ車撤収後の給油及びポンプ車の清掃等を依頼することができる。

- 2 団体は、ポンプ車の出動から撤収及び次の出動に備えた給油・清掃などに要した費用を土木事務所長に請求するものとする。
- 3 ポンプ車の年点検及び月点検の時期については、次のとおりとする。
 - 年点検：1回（出水期前）
 - 月点検：3回（4月～3月）点検項目及び点検方法については、別紙1のとおりとする。
- 4 県は、ポンプ車の移動及び運転中における事故等に対応するため、自動車保険に加入するものとする。
- 5 自賠償保険は、納車時又は車検時に加入するものとする。

6 任意保険は、県で一括加入する任意保険に加入するものとする。

7 車検は、土木事務所長が行うものとする。

(情報共有)

第10条 土木事務所長は、ポンプ車の準備体制及び出動状況等について、県土整備部副部長、河川砂防課長、農山村課長、農林事務所長、出動先市町等と情報共有を図るものとする。

附則

この細則は、令和4年6月8日より施行する。

この細則は、令和5年4月1日より施行する。

【本票は、基本、電子メールで送信してください。】

佐賀県排水ポンプ車 出動 要請

以下のとおり、佐賀県排水ポンプ車の出動を要請する。

要請者	《市町名》	市長 町長	《名前》
要請日時	令和	年	月 日 時 分
出動要請場所	《例》〇〇市〇〇町〇〇地区（〇〇付近）		
出動要請場所の状況・理由	《例》浸水被害約〇〇戸、市道〇〇線冠水による孤立家屋約〇〇戸 〇〇地区の浸水被害の早期解消を図るために排水ポンプ車の出動要請 など		
出動要請先の条件確認状況	出動要請先は、次に示す条件を満たすことを確認済です。 （１）ポンプ車の進入・駐車、機材の設置・稼働が安全に行えるスペースが確保できること。 （２）排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。 （３）揚程が概ね２０ｍ以下であること。 （４）排水先までの距離が概ね１００ｍ以内であること。 （５）最低運転水深（概ね１ｍ以上）が確保できること。		
出動要請市町連絡担当者及び現場担当者	担当所属	《例》〇〇〇〇部 〇〇〇〇課	
	連絡担当者	《例》〇〇〇〇課長 〇〇〇〇	
	電話	《例》****－**－****	
	メール	《例》*****@****.***.lg.jp	
	F A X	《例》****－**－****	
	現地担当者	《例》〇〇〇〇課 〇〇〇〇係長 〇〇〇〇	
	電話（携帯）	《例》***－****－****	
特記事項	《例》※出動に際しての留意事項等を記載 県道〇〇線が冠水により通行止めのため、市道〇〇線へ迂回が必要 土木事務所から市車両にて先導 ポンプ設置にはクレーンが必要 など		

要請先
〇〇土木事務所

送信者	受信者	確認日時
(要請市町)	(土木事務所)	月 日
		時 分

【本票は、基本、電子メールで送信してください。】

佐賀県排水ポンプ車 撤収 要請

以下のとおり、佐賀県排水ポンプ車の撤収を要請する。

要請者	《市町名》 市長 町長		《名前》
要請日時	令和	年	月 日 時 分
出勤先	《例》〇〇市〇〇町〇〇地区（〇〇付近）		
出勤先の状況・撤収理由	《例》排水ポンプ車による排水にて浸水被害解消		
出勤要請市町 連絡担当者 及び 現場担当者	担当所属	《例》〇〇〇〇部 〇〇〇〇課	
	連絡担当者	《例》〇〇〇〇課長 〇〇〇〇	
	電話	《例》 * * * * - * * - * * * *	
	F A X	《例》 * * * * - * * - * * * *	
	現地担当者	《例》〇〇〇〇課 〇〇〇〇係長 〇〇〇〇	
	電話（携帯）	《例》 * * * - * * * * - * * * *	
特記事項	《例》※撤収に際しての留意事項等を記載		

要請先
〇〇土木事務所

送信者	受信者	確認日時
(要請市町)	(土木事務所)	月 日 時 分

作業日報

車 両 名 :

※作業状況及び作業前後の写真を添付

※給油した際の領収書を添付

作 業 会 社 :

責 任 者 :

事務所名:

出 動 場 所 :

河川名等:

作業状況

作業内容	日時						備考		
要請	月	日	時	分					
集合	月	日	時	分					
出庫	月	日	時	分	(走行距離前) km				
現地到着	月	日	時	分					
排水開始 (ポンプ起動)	月	日	時	分					
排水完了 (ポンプ停止)	月	日	時	分					
現地出発	月	日	時	分					
入庫	月	日	時	分	(走行距離後) km 0.0 km				
作業員									
使用車両									
発発 給油量 (リットル)	①	②	③	④	⑤	⑥	車両給油量 リットル	①	
機器等の不具合状況									
特記事項									

点検・整備チェックシート (1/6)
(架装部)

建設機械番号：_____

装備 区分	点検整備		コード 番号	定期点検				適用	
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			
ポンプ ユニット 二ツト	全般	発錆・汚損			E				
		振動			—				
		音			—				
	ポンプ ケーシング インペラ	腐食・塗装			E				
		摩耗			—				
		吊り金具・ ロープ			—				
	ストレーナ	損傷・変形			E				
		油量・質			—				
		摩耗			—				
	メカニカル シール	油交換			—				
		モーター	絶縁	NO. 1		M			
			抵抗	NO. 2		M			
			NO. 3		M				
			NO. 4		M				
		腐食・塗装			E				
		入力電源			—				
		軸受	油交換			—			
	摩耗			—					
	軸	腐食			—				
		変形			—				
		キャブタイヤ ケーブル	損傷・劣化			E			
シール状態				E					
コネクタ	損傷・劣化			E					
	工具	発錆・汚損			E				
員数			—						
フロート	損傷・劣化			E					
	吊り金具			E					
	員数			E					
その他									
吐出配管	ホース	漏れ			—				
		摩耗・劣化			—				
		Ｏリング			E				
	ホース 保護材	員数			—				
					—				
	ホース カップリング	漏れ							
		発錆・汚損			E				
その他									

点検指示項目

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする

建設機械番号：

装備 区分		点検整備		コード 番号	定期点検				適用
		点検項目	点検内容		月点検		年点検		
発 									

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

- ※ Eには、取付計器の読みを含む
- ※ Mには、原則として測定器による計測とする

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Mには、原則として測定器による計測とする

装備 区分		点検整備		コード 番号	定期点検				適用
		点検項目	点検内容		月点検		年点検		
発 									

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の読みを含む

※ Mには、原則として測定器による計測とする

点検・整備チェックシート（5／6）
（架装部）

建設機械番号：_____

装備 区分		点検整備		コード 番号	定期点検			適用
		点検項目	点検内容		月点検		年点検	
発 電 機	始動発電機盤	全般	函の発錆・汚損		E		E	
			扉の状態		H		H	
			操作スイッチ		D		D	
			切替スイッチ		D		D	
			押釦		D		D	
			配線用遮断器		—		E	
			補助リレー		—		E	
			保護リレー		—		D	
			表示灯		E		E	
			警告表示灯		E		E	
			指示計		E		E	
			盤内照明		—		E	
			端子台		—		E	
			配線ケーブルの 接続端子状態		—		E	
			絶縁抵抗		M		M	許容値1MΩ以上
			整流器		—		E	
			ヒューズの断		—		E	
			その他					
	操 作 盤	全般	函の発錆・汚損		E		E	
扉の状態				H		H		
操作スイッチ				—		D		
切替スイッチ				—		D		
押釦				—		D		
配線用遮断器				—		E		
電磁接触器				—		E		
補助リレー				—		E		
保護リレー				—		—		
表示灯				—		—		
警告表示灯				—		—		
指示計				—		—		
盤内照明				—		—		
コネクタの状態				E		E		
絶縁抵抗				—		M	許容値1MΩ以上	
ヒューズの断				—		E		
その他								

点検指示項目

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする

点検・整備チェックシート（6／6）
（車両部）

建設機械番号：_____

装備 区分	点検整備		コード 番号	定期点検				適用
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		
バ ッ テ リ ー	全般	架台の汚損		E		E		
		槽ケース		E		E		
		液面		E		E		
		比重		M		M		
		ユニット電圧		M		M		
		電極の摩耗		E		E		
		セパレータの損耗		E		E		
		端子の状態		H		H		
	その他							

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E 目視
A	調整	M	測定	T	増締	H 指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G 異常なし

※ Eには、取付計器の読みを含む

※ Mには、原則として測定器による計測とする